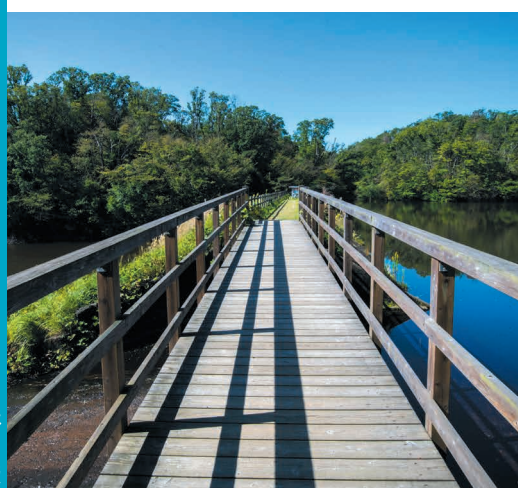




第6次四條畷市総合計画 【令和7年度改訂】



四條畷市 総合政策部 企画広報課

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1-1
TEL:072-877-2121(代) FAX:072-877-2074
TEL:0743-71-0330(代)
<https://www.city.shijonawate.lg.jp/>

第 6 次

四條畷市
総合計画

【令和7年度改訂】

Shijonawate City

は・じ・め・に

四條畷市は、昭和45年に市として誕生し、以降、地域性を活かした住民、行政協働の住みよいまちづくりを進めてまいりました。
今後も、ふるさと四條畷市の発展をめざし、

四條畷市民憲章

わたくしたちの住む四條畷市は、多くの歴史的遺産と飯盛山系の緑にめぐまれた楠の香豊かなまちです。
わたくしたちは、これらを後世に伝え、みんなのしあわせとよりすばらしいまちへの発展を願ってこの市民憲章を定めます。

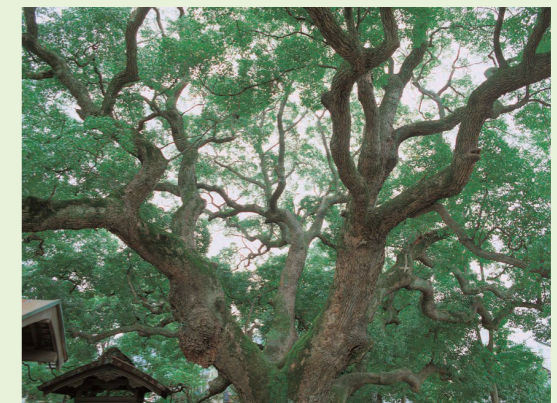
わたくしたち四條畷市民は

- ◆ めぐまれた自然を生かし 美しいまちをつくります
- ◆ ふるさとを愛し 心のふれあいを求め 友情の輪をひろげます
- ◆ 希望と夢をもって しあわせなまちをめざします
- ◆ 豊かな伝統と歴史をまもり 新しい文化をそだてます
- ◆ 働くことに誇りを持ち 力をあわせて 住みよいまちをきずきます

昭和50年11月2日制定

これをより確かなものとしていくため、多くの市民方々の協力により策定した第6次四條畷市総合計画に基づき、未来を結ぶまちづくりを進めてまいりました。
このたび、基本計画の第1フェーズとされていた10年が経過したことを機に改訂を行った第6次四條畷市総合計画に基づき、引き続き未来を結ぶまちづくりを果たしてまいります。

令和8年3月
四條畷市



【市の花 さつき】

さつきは、ツツジ科の常緑低木。観賞用として品種が多く、栽培増殖が簡単。花に風格があり、また、赤、白、しほり桃など色彩感にあふれており、多くの市民に愛好されています。

【市の木 くすのき】

楠は、わが国に産する樹木中最大のもの。常緑広葉で広円な樹冠を形成します。市内には、楠正行(まさつら)の墓地にうっそうと生い茂る楠の巨木があり、広く市民に親しまれています。

総合計画の意義

1 総合計画策定の背景と趣旨	6
2 総合計画の位置付け	7
3 策定にあたっての基本的な考え方	7
4 計画の構成及び計画期間	9
5 計画策定の流れ	11
6 市民意識調査結果	13

第1部 基本構想

第1章 まちの将来目標	16
1 基本理念と将来像	16
2 将来人口	18
3 土地利用の基本方針	19
第2章 まちづくりの基本方向	20
1 自然環境の保全を図り、快適な暮らしを実現する基盤づくり	20
2 賑わいと魅力を創造し、まちを元気にする活力づくり	22
3 地域が、潤い、安らぎ、生きがいに包まれる環境づくり	24
4 学び、文化、スポーツから働きかける夢づくり	26
5 確かな未来を築く行財政運営に向けた体制づくり	28
基本構想の全体構成	30

第2部 基本計画

序章 令和7年度改訂の背景等

1 総合計画改訂の背景と趣旨	34
2 総合計画の位置付けと計画期間	34
3 基本計画改訂の流れ	36
4 第1フェーズにおける市民意識調査結果	36
5 第1フェーズにおける部長マニフェストの進捗状況	38
6 市民ワークショップ及びこれを補完するための子育て世代へのアンケートの結果	39
7 子どもたちへのアンケート結果	41
8 基本計画改訂に係る将来人口	43

基本計画／施策体系

第1章 自然環境の保全を図り、快適な暮らしを実現する基盤づくり	45
施策 1 公園と緑の保全	45
施策 2 道路の充実	46
施策 3 生活環境の保持	47
施策 4 環境負荷の低減	48
施策 5 水環境の整備	49

第2章 賑わいと魅力を創造し、まちを元気にする活力づくり

50	
施策 1 協働と参画の推進	50
施策 2 地域経済を支える産業の活性化	51
施策 3 シティプロモーションの推進	52
施策 4 公共交通の充実と安全対策	53
施策 5 計画的な都市整備	54

第3章 地域が、潤い、安らぎ、生きがいに包まれる環境づくり

55	
施策 1 人権尊重の社会形成	55
施策 2 防災、減災 消防、救急の推進と充実	56
施策 3 市民生活に及ぶ防犯と多様な危機への対策	57
施策 4 地域福祉の醸成と自立支援の充実	58
施策 5 子育て、子育て支援の充実	59
施策 6 高齢者福祉の充実と介護保険の適正運用	60
施策 7 障がい者福祉の推進	61
施策 8 健康づくりの推進と国民健康保険の適正運用	62

第4章 学び、文化、スポーツから働きかける夢づくり

64	
施策 1 教育の充実	64
施策 2 青少年の健全育成	66
施策 3 生涯学習の推進	67
施策 4 生涯スポーツの振興	68
施策 5 歴史、文化の保存と継承	69
施策 6 国際、文化交流の醸成	70

第5章 確かな未来を築く行財政運営に向けた体制づくり

71	
施策 1 効率的、効果的な行政運営	71

資料編

◆ 四條畷市総合計画審議会条例	74
◆ 四條畷市総合計画審議会委員名簿(令和7年度)	76
◆ 四條畷市総合計画審議会への諮問書(令和7年度)	77
◆ 四條畷市総合計画審議会からの答申書(令和7年度)	78
◆ 総合計画改訂検討委員会設置要綱	79
◆ 総合計画改訂検討委員会委員名簿	80

1 総合計画策定の背景と趣旨

総合計画は、市全体の総合的かつ効率的な行財政の運営を果たすための基本となり、まちの将来像を実現するに向けた施策及び施策の進め方を示すものです。

本市では、平成18年3月に、まちの将来像に「夢と希望が輝く活力都市 四條畷」を掲げた第5次四條畷市総合計画を策定し、計画の推進と進捗管理を図ってきました。

この間、地方分権改革が進展し、より一層の自治経営が求められるなか、住民と行政が連携して取り組むまちづくりが重要との認識に立ち、平成21年8月にみんなでつくる協働のまちづくり指針を策定し、住民参画、協働でのまちづくりを進めてきました。

また、国の情勢や社会構造の変化及び行政各分野における制度改正から、計画の内容に見直すべき部分が生じたこと、また、総合計画をさらに市民ニーズに即した内容とするため、平成24年3月に第5次総合計画【後期計画】として計画の見直しを行いました。

以上の取り組み経過を踏まえ、第5次総合計画【後期計画】が平成27年度に目標年次を迎えることから、本市の将来に繋ぐまちづくりの展望を据え、進むべき方向性を示すことを趣旨に、第6次四條畷市総合計画を策定します。



2 総合計画の位置付け

第6次四條畷市総合計画は、長期的な視点に立ってまちづくりを構築していく際の、住民と行政の基本的な行動指針を定める本市の最上位計画です。

施策の展開にあたっては、国及び大阪府の方針や政策、施策に加え、都市計画マスタープランやまちづくり長期計画並びにその他の分野別計画等との整合と相互補完を図り、また、連携を用いながら進めていくこととします。

3 策定にあたっての基本的な考え方

少子高齢化や人口減少社会の到来により、本市においても、成長、拡大から充実、成熟の時代を迎えています。

また、今後は財源確保等の諸条件がますます厳しい状況に向かうと予測されるなか、基礎自治体として自主、自立的な行政運営が求められています。

そのような状況において、本市が住民にとって利便性と快適性を持ち合わせた都市機能を持続していくためには、人と人とのつながりが豊かで、相互に支え合うことのできる地域社会の形成が必要との認識から、次の考え方にに基づき、計画を策定します。

(1) 住民と行政がまちの将来像を共有し、それを実現させるための計画

住民の多様な価値観を尊重し、めざすべき夢を共有するなかで、その実現に向けた方向性を定める長期的な展望を描く計画

(2) わかりやすく、共感が得られる計画

協働を担う住民、事業者とともに培う、わかりやすく、共感が得られる計画

(3) 社会変化に対応できる計画

少子高齢化、人口減少及び地方財政を含む行政各分野の制度改正に柔軟に対応する計画

(4) 住民参画により、協働で創り出す計画

市民意識調査、中学生アンケート、公募市民が参画する2050年の夢づくり会議、意見公募手続（パブリック・コメント）及び審議会の実施と議論等を行いながら、住民と行政が連携により創り出していく、協働のまちづくりを形にする計画

(5) 継続性のある計画

本市の自然、歴史、地理的特性に応じつつ、第5次総合計画の検証結果など、行政の継続性を踏まえた計画

第6次四條畷市総合計画は、住民と行政が共有する「2050年の夢」の実現に向けて、それぞれが行うべき取組みを明確化し、協働のまちづくりを進めるために策定するものです。

また、複数の住民参画のプロセスを経て、でき上がった総合計画は、本市に関係する方々の共感と参画をもって完成します。

今後は本計画に基づき、相互に支え合うまちづくりをめざして、1人でできること、みんなでできること、市役所と一緒にできることを1つずつ丁寧に積み重ねていくことが重要になります。



4 計画の構成及び計画期間

第6次四條畷市総合計画は、長期のビジョンを掲げ、まちづくりの発展へと繋いでいくという観点から、次のような計画の構成及び期間とします。

なお、計画内容及び社会情勢等の変化があれば、必要に応じ検討を加え、見直しを行います。

(1) 基本構想

基本構想の計画期間は、平成28(2016)年度から平成62(2050)年度までの35年間とします。

また、基本構想は、長期的な行政運営の指針としての将来像(夢)と、それを具現化するための大きな方向性を示します。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき第1フェーズを平成37(2025)年度、第2フェーズを平成47(2035)年度、第3フェーズを平成62(2050)年度に分類し、基本施策の方向と体系を示します。

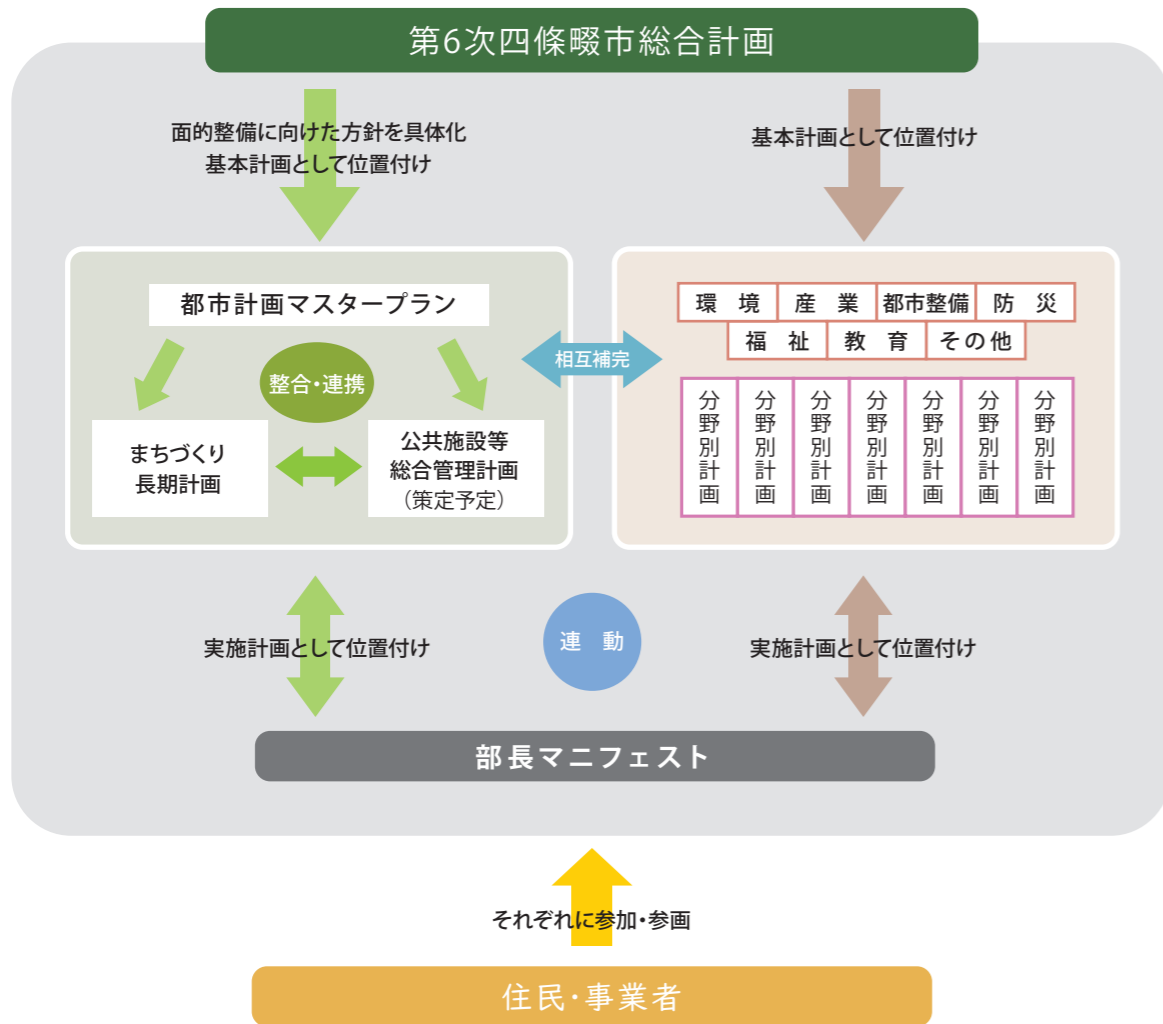
なお、各部門で管理する主な分野別計画については、基本計画として位置付けるなど、総合計画と目標を共有しつつ、整合と相互補完を図り、機能分担します。

(3) 実施計画(部長マニフェスト)

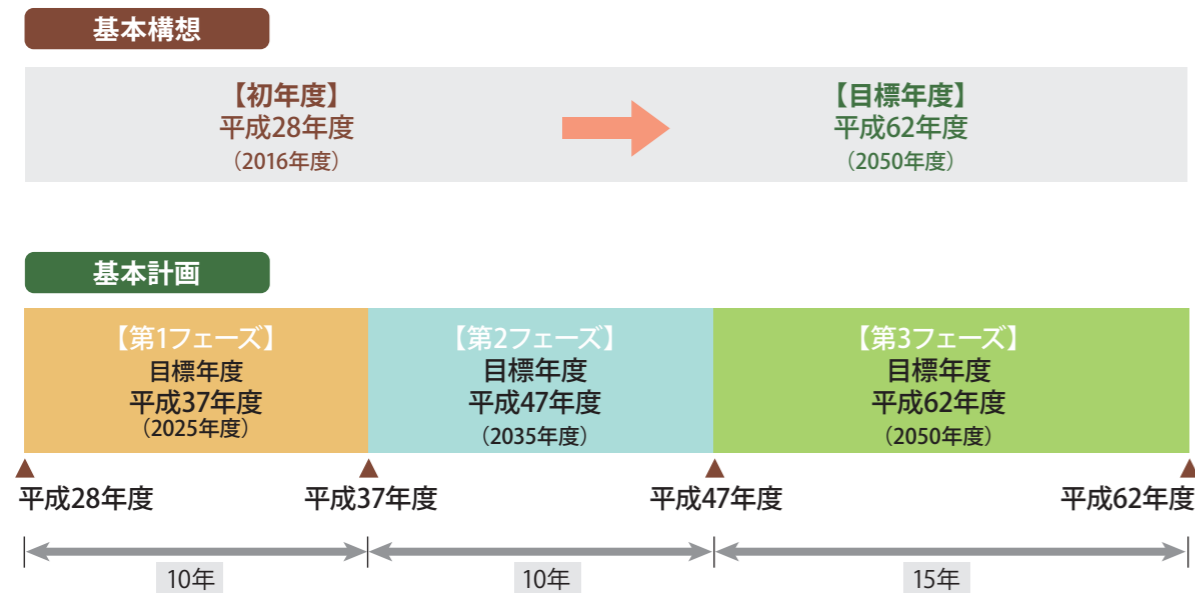
基本計画に定めた施策の効果的な推進と責任の明確化を行うため、年度ごとの取組み方針を示す部長マニフェストを策定します。



【第6次四條畷市総合計画を中心としたまちづくりの枠組み】



【計画期間】



5 計画策定の流れ

策定にあたっては、中学生アンケート及び市民意識調査を実施し、その結果をもとに市職員で構成する総合計画策定委員会で総合計画(草案)を取りまとめ、公募市民が参画する2050年の夢づくり会議、意見公募手続(パブリック・コメント)といった過程を経たうえ、総合計画審議会での議論を行いながら、住民と行政が連携して創り出す、協働のまちづくりを形にしました。



6 市民意識調査結果

【2050年の夢づくり会議(子ども部会)から提案された「まちの将来像」】

自 然	◆自然がかがやくまち ◆自然が多くて楽しいまち ◆自然の原形をとどめるまち ◆自然が自慢 ◆夕日がきれいなまち
歴 史	◆歴史のまち 四條畷 ◆伝統が続くまち
みんなのこころ	◆幸せを運ぶまち 四條畷 ◆みんなのまち 四條畷 ◆団結できるまち 四條畷 ◆子育てに最適なまち
ま ち の 基 盤	◆いろんな要素が詰まったまち ◆公共施設がいろんな地域にある ◆歩道に緑が育てられている
住 み や す い	◆やっぱり四條畷が住みやすい ◆住めば楽しさがわかるまち
活 動	◆地球に優しいまち ◆美化運動がある
行 事	◆季節ごとに地域の行事があるまち ◆イベントが多い ◆夏休みが楽しいまち
そ の 他	◆yume(ゆめ)のまち 四條畷!

【2050年の夢づくり会議から提案された「市民力で明日からできるアクション」】

班	概 要	
A	タイトル	みんなの力で美しい四條畷を！
	分 野	自然環境の保全を図り、快適な暮らしを実現する基盤づくり
	施 策	◆公園と緑の保全 ◆道路の充実 ◆生活環境の保持 ◆環境負荷の低減 ◆水環境の整備
B	タイトル	あつまれ！四條畷
	分 野	賑わいと魅力を創造し、まちを元気にする活力づくり
	施 策	◆協働と参画の推進 ◆地域経済を支える産業の活性化 ◆観光の振興 ◆公共交通の充実と安全対策 ◆計画的な都市整備
C①	タイトル	生き抜く！～災害があっても10年後も生き抜いているぞ～
	分 野	地域が、潤い、安らぎ、生きがいに包まれる環境づくり
	施 策	◆人権尊重の社会形成 ◆防災、減災 消防、救急の推進と充実 ◆市民生活に及ぶ防犯と多様な危機への対策
C②	タイトル	今風のおせっかいサポータープロジェクト
	分 野	地域が、潤い、安らぎ、生きがいに包まれる環境づくり
	施 策	◆地域福祉の醸成と自立支援の充実 ◆子育て、子育て支援の充実 ◆高齢者福祉の充実 ◆障がい者福祉の推進 ◆健康づくりの推進と国民健康保険の適正運用
D	タイトル	やってみよう！やっぴら♪子どもたちの夢の実現に向けて ～みんなで支える学校 みんなで育てる子ども～
	分 野	学び、文化、スポーツから働きかける夢づくり
	施 策	◆教育の充実 ◆青少年の健全育成 ◆生涯学習の推進 ◆生涯スポーツの振興 ◆歴史、文化の保存と継承 ◆国際、文化交流の醸成

(1)調査の趣旨

市の現状及び将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握し、第6次四條畷市総合計画策定の基礎資料とすることを趣旨に、無作為に抽出した市内在住15歳以上の男女3,000人を対象に市民意識調査を実施しました。

(2)調査項目

- ◆ 四條畷市のまちづくりについて(8問)
- ◆ 自然環境の保全を図り、快適な暮らしを実現する基盤づくりについて(4問)
- ◆ 賑わいと魅力を創造し、まちを元気にする活力づくりについて(6問)
- ◆ 地域が、潤い、安らぎ、生きがいに包まれる環境づくりについて(4問)
- ◆ 学び、文化、スポーツから働きかける夢づくりについて(3問)
- ◆ 身の周りの10年間の変化について(第5次総合計画関連)(2問)
- ◆ あなたご自身のことについて

(3)回収結果

- ① 配布数：3,000
- ② 回収数：1,047
- ③ 未到達数：15

(4)調査の総括

- ◆ **住みよさの評価、定住意向**
・大半が住みよさを評価し、7割弱に定住意向がありました。
- ◆ **好きなおとこ、よくないところ等**
・好きなおところは「自然環境がよい」、「交通の便利さ」、「歴史や伝統が感じられる」が多く、よくないところは「余暇を楽しむ場所が少ない」、「買い物に不便」、「交通の不便さ」が多くありました。なお、「交通の便利さ」と「買い物に便利」については、居住校区によって評価が分かれました。
- ◆ **まちの将来像**
・キーワードとして、福祉、医療、コミュニティ等の「安心」、自然があり住環境の整備された「快適」、交通や防犯の「安全」、「子育て」及び「活力」が浮かびました。
- ◆ **活用すべき地域資源等**
・四條畷らしさをイメージする言葉としては、山等の「自然」と神社等の「歴史」が挙げられました。
・また、活用すべき地域資源として、「自然資源」、「特産品」、「歴史遺産」、「伝統文化」などが挙げられ、知人や友人を案内したい市内の観光地では、「四條畷神社」、「緑の文化園」、「室池」、「飯盛山」などの意見が多くありました。
- ◆ **重要な課題**
・重要な課題としては、「少子高齢化」、「地域福祉」、「安全、安心な都市」、「経済の活性化」の順に並びました。

◆施策の重要度と現状の満足度

- ・課題となる「重要度が高いが満足度が低い」施策としては、「交通」、「都市整備」、「道路整備」といったインフラ関連と「労働」などが挙げられました。

◆生活の実感等

- ・日ごろの意識では、省エネ、ごみの分別収集や資源回収への協力意識は高いものの、美化活動への参加意識は比較的低い傾向にありました。
- ・協働のまちづくり指針についての関心は低く、地域課題解決の中心となるべき組織としては、「行政」、「隣近所」、「地域団体」、「一人ひとりや家族」の順に意向が高くありました。

◆行政への参加、協力の現状と今後

- ・行政への参加、協力の現状で高いのは、「アンケートへの協力や施策への提言」、「環境に配慮した取組みの実施」、「環境美化活動への参加」、「非営利団体での活動」、「地域の防災活動への参加」の順でした。
- ・今後の参加、協力の意向が高いのは、「環境に配慮した取組みの実施」、「アンケートへの協力や施策への提言」、「環境美化活動への参加」、「学校安全対策への協力」、「地域の防災活動への参加」の順でした。

◆安全、安心活動

- ・安全、安心活動に対しては、7割以上が意識しており、なかでも「自分や家族の健康管理に心がけること」への意識が最も高くありました。

◆子育てのしやすさ

- ・子育てのしやすさについては、半数近くが評価していました。

◆生涯学習等に関する活動や行動

- ・生涯学習等に関する活動や行動については、生涯学習への参加が3割弱で、市の歴史、文化の継承活動への参加は1割弱でした。

◆身の回りの10年間の変化

- ・身の回りの10年間の変化については、良くなったという評価が、「生活環境」、「交通環境」、「福祉サービス」、「健康づくり意識」、「暮らしの安全性」、「地域の交流活動」、「教育環境」、「生涯学習環境」、「産業活動」の順でした。

第1部

基本構想

第6次 四條畷市総合計画

1 基本理念と将来像

(1) 基本理念

本市は、飯盛山系に育まれた自然と各時代を彩った歴史を背景に、これまで第5次四條畷市総合計画に基づき、住民と行政が協力しながら、良好な生活環境を活かした住みよいまちづくりを進めてきました。

今後は、従前同様、基本的人権の尊重を基盤に、人と人とのつながりが豊かで、相互に支え合う地域社会を形成することにより、「一人ひとりが描く夢を実現できるまち」をめざします。

また、次の基本理念を掲げ、調和と愛着を併せ持つまちづくりを積極的に推進します。

① 人権尊重のまちづくり

・住民一人ひとりが互いに思いやり、認め合いながら、いきいきと生活できるまちをめざします。

② 住民と行政が協働で取り組むまちづくり

・住民と行政が様々な情報や課題を共有し、力を出し合い協力して解決する協働のまちづくりを推進します。

③ 安心、安全を重視したまちづくり

・災害への備えが整い、誰もが安心、安全で健やかに暮らし、活動することができるまちをつくれます。

④ 地域性を活かした自立的なまちづくり

・地域の特性を活かしながら、社会情勢に柔軟に対応した自主、自律的なまちを築きます。

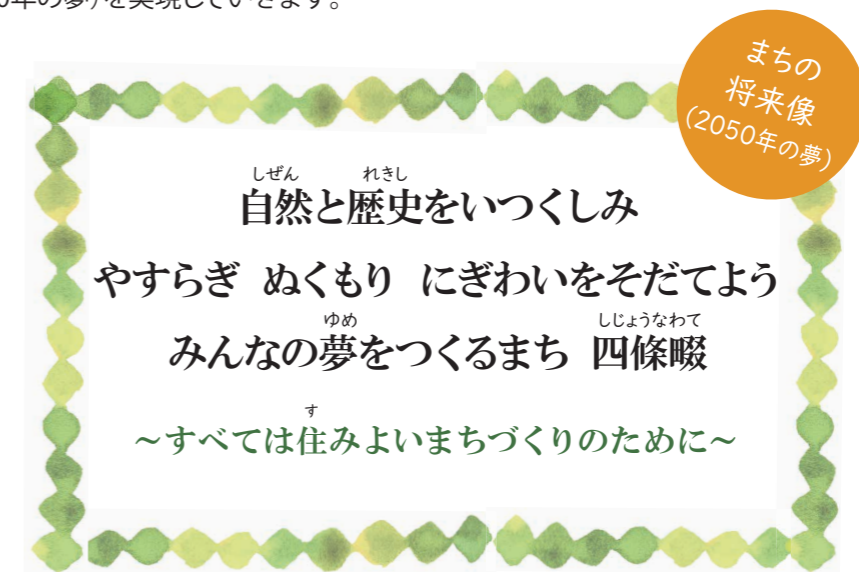


(2) 将来像

第6次四條畷市総合計画を策定するにあたり、中学生アンケート、市民意識調査及び市民ワークショップ(2050年の夢づくり会議)等を実施した結果、本市には、自然と歴史に育まれた住宅都市としての発展が期待されていることがわかりました。

この結果を受け、まちの資源を活用することにより“四條畷らしさ”を明確化し、周知を図り、情報を発信しながら、「住んでみたい」、「住み続けたい」まちづくりを進めていくことが必要と考えます。

人々の価値観が、ものからこころへ、量から質へと移り変わり、住民ニーズが高度化、多様化するなか、今後は、弱みを改善しつつ、強みをのばし、人と人とのつながりを大切にしながら、次に掲げるまちの将来像(2050年の夢)を実現していきます。



【四條畷八景】



2 将来人口

少子高齢化の進展により、わが国の人口は減少傾向にあります。このような状況のなか、本市においても近年の出産や転入、転出等の状況は同様の傾向を示しており、以降も続くと想定した場合、2050年の将来人口は43,700人程度と予測されます。

しかし、あらゆる資源を有効活用し、まちの魅力を向上させることで、将来人口は変動する可能性を秘めています。

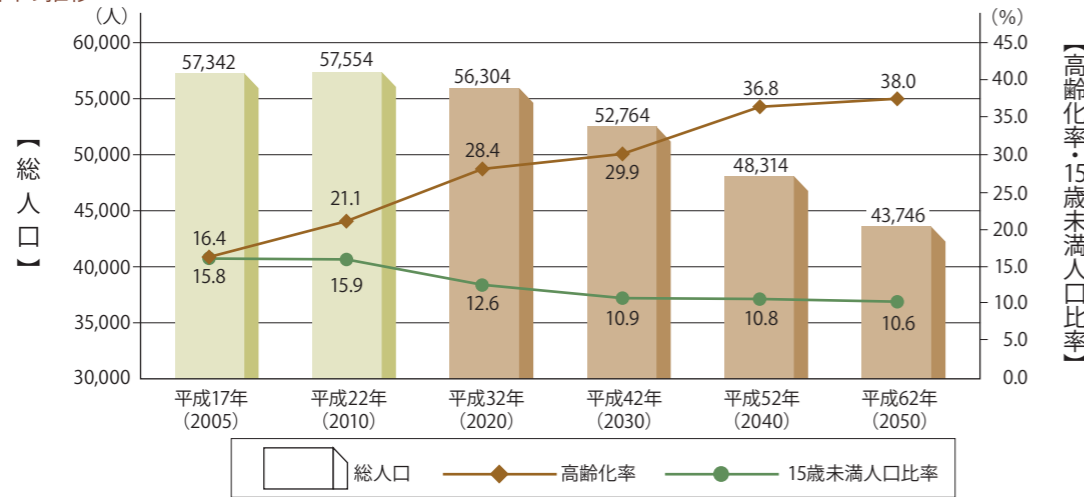
今後は、少子化対策や良好な住環境の整備をはじめ、教育、福祉施策の充実や産業の活性化など、総合的な取組みを推進することにより、「住んでみたい、住み続けたいまちづくり」を実現し、人口増をめざしつつ住民の定住化を図ります。

■近年の人口動向と人口推計

年次	実績値(国勢調査)		推計値
	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成62(2050)年
総人口	57,342人	57,554人	43,746人
0~14歳	16.4%	15.9%	10.6%
15~64歳	67.8%	63.0%	51.4%
65歳~	15.8%	21.1%	38.0%

(注)平成62年は国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研という)の推計準拠値
総人口には年齢不詳を含む
年齢3区分別人口割合は年齢不詳を除いて算出

■人口の推移



(注)平成32年から平成52年は社人研が平成25年3月に公表した推計、平成62年は社人研の推計準拠値

【人口の将来展望】

短期目標	平成32(2020)年	社会動態において転出入の均衡をめざします。
中期目標	平成52(2040)年	平成20(2008)年から平成24(2012)年にかけての合計特殊出生率1.38について、平成32(2020)年までに1.6程度、平成42(2030)年までに1.8程度、平成52(2040)年までに2.07をめざします。(約5,000人増)
長期目標	平成62(2050)年	人口規模約51,000人の維持及び生産年齢人口の割合50%以上をめざします。(約2,000人増)

第6次四條畷市総合計画に定める施策の推進に加え、本市が戦略的に推進する人口減少克服の取り組みや国及び大阪府の施策でもたらされる効果によって合計特殊出生率と社会動態の均衡をめざすことで、社人研推計と比較して、7,000人の増加を見込みます。

3 土地利用の基本方針

市域中央部の山地、西部に開けた平地、東部の盆地的なまとまりのある自然があらわす地形や景観を見据えつつ、土地利用に一定の方向性を与えながら、限られた土地を有効に活用していきます。

また、緑を用いた自然環境の保全や良好な生活環境の形成に向け、「暮らす」、「働く」、「学ぶ」、「憩う」、「遊ぶ」といった都市機能の充実をめざし、各地域の方向性と相互の関連性を考慮した均衡を有する土地利用を行います。

なお、将来における土地利用等の設定では、人口減少、少子高齢化への積極的な対応、個性豊かで魅力のある土地利用及び総合的、計画的なまちづくりの推進に留意します。

ここでは、恵まれた自然環境や多くの歴史的遺産、関西文化学術研究都市といった都市機能を素材に、本市のまちの発展を図るため、4つの基本方針を定めます。

基本方針

(1) 快適で便利な住みよい都市の創造

住民生活や産業を支える道路、公共交通などの交通基盤の充実及び社会情勢の変化や住民ニーズに対応した公共施設の集約、複合化を含む再編、再配置等を進めます。

(2) 安らぎと潤いのある市街地の形成

北生駒山地の豊かな自然環境の保全、活用や公園、緑地の充実を図るほか、緑、水、歴史を活かした潤いのある街なみの形成、さらには、地球環境問題に配慮した省資源、省エネルギーの低炭素型社会をめざした環境と共生するまちづくりを推進します。

(3) 災害に強い安全な地域の実現

住民の生命、財産を守ることを基本に、市街地における建物の不燃化や耐震化を進めるとともに、様々な機能を備えた地域防災拠点の整備など、災害に強い都市基盤の整備を促進します。

また、水害や山間部における土砂災害に対応した治山、治水対策を実施します。

(4) 魅力と活力のあるまちの創造

計画的な都市基盤を図るべく施設整備と土地利用を誘導し、魅力ある新しい市街地の形成を進めます。

また、すでに成熟した街なみを形成している既成市街地においては、再整備等を含め、良好な住宅、住環境の適切な維持保全を図ります。

1 自然環境の保全を図り、快適な暮らしを実現する基盤づくり

本市は大阪府の東北部に位置し、多くの緑に恵まれた環境のもと、西部に既成市街地、東部に新市街地を形成しています。また、西部をJR片町線(学研都市線)が縦走し、幹線道路としては、東西を国道163号、南北を国道170号が横断することに加え、平成22年には第二京阪道路が開通するなど、交通の利便性にも恵まれたまちです。

今後は、大阪都心部に近いという立地条件や広域交通条件の良さ、自然に恵まれ、歴史、文化を有するといった地域の特性を活かしながら、快適な暮らしを実現する都市基盤整備を進めていきます。

一方、地球温暖化や異常気象などの深刻化する地球規模での環境問題やエネルギー問題への対応が求められており、将来に向けて、持続可能な社会をめざした様々な取り組みが必要となっています。

このような状況を踏まえ、環境に配慮した活動や行動に取り組む住民や事業者等を支援し、行動する意欲をより高めることで、低炭素や循環を基盤とした、みんなで創る環境にやさしいまちをめざします。

加えて、長期的かつ安定的な水道水の供給を図るとともに、災害に強い下水道整備を行うなど、市民生活に直結する公共インフラの構築に計画的に取り組めます。

分野目標

- ◆ 美しい自然と調和し、環境と共生するまちをめざします
- ◆ 生活環境を保全し、暮らしの豊かさにつなげます

第①の夢 自然の中で心地よく暮らせるまち

- ◆ **大好きな自然の風景をこれからもずっと大切にしたい。**
(田原中 2年生)
- ◆ **自然にやさしい燃料で走る車があればいいな。**
(四條畷中 2年生)
- ◆ **空気も食べ物もおいしいまちに。** (田原中 2年生)
- ◆ **クリーン作戦に取り組むなど、ポイ捨てのないきれいなまちができれば。** (田原中 2年生)
- ◆ **将来の夢は野球選手!いろいろなスポーツが楽しめる施設を。**
(四條畷西中 2年生)

2050年の夢づくり会議から(2014年時点の「子どもたちの夢」)

2050年 ○月 ×日

四條畷市では、住民との協働による環境保全の取り組みと地産エネルギーを活用した低炭素なまちづくりが認められ、10年前に環境未来都市の指定を受けた。

私も、環境保全活動はもちろん、高齢者や障がい者の人たちが安心して通行できる道路整備や空き地の緑化活動、地域で月1回開催される「クリーン作戦」には毎回必ず参加するなど、地球にやさしい取り組みには進んで協力するようにしている。

また、休日には、季節ごとに移り変わる生駒山系の景色を楽しむため、妻とハイキングをしたり、小学5年生の息子が所属する野球チームの試合観戦に出かけたりする。

市の東部には、大阪府内でも有数の本格的なスポーツグラウンドがあり、グラウンドの照明やセミナーハウスで使用する電力は、公園施設内に設置しているメガソーラーや風力発電でまかなわれている。

施設までの道路はマイカー規制されており、公共の電気バスのみが通行できることになっている。

バスの充電にはもちろん、施設内自給の電気を利用している。

私の将来の夢は、マイホームをスーパーエコハウスにリフォームすること!

家族の夢がいっぱい詰まった家建てる日を今から心待ちにしている。



畷 太郎さん 34歳

2 賑わいと魅力を創造し、まちを元気にする活力づくり

価値観の多様化や地方分権の進展、行財政運営の変革などに伴い、自治会等の地域コミュニティの醸成に加え、住民や団体、大学、事業所などが行政とともにまちづくりに参画する協働の取組みが進みつつあります。

今後も地域の実情に合った魅力的な取組みを継続することにより、豊かな地域コミュニティの形成とコミュニティ意識の成熟に努める必要があります。

また、住民一人ひとりの人権尊重はもちろんのこと、男女の人権が平等に尊重され、責任を分かち合いながら、いきいきと活躍できる地域社会づくりとともに、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現と指導的地位に女性が占める割合の増加が求められています。

商業や農業については、次に引き継いでいく人の確保が課題となっており、地産地消を重視した農業をはじめ、雇用の創出に寄与する産業等の振興が重要性を増しています。

このような現状から、住民の健康を支える安心、安全で新鮮な地元産の食材の提供や商工業の発展支援、大規模商業施設の活用及び地域資源を活かした観光、交流の振興を進め、賑わいのある生活しやすいまちをつくります。

また、公共施設の再整備等により、暮らしやすく、移動しやすいまちづくりの推進と併せ、計画的な土地利用や市街地整備、さらには、家族間、地域間におけるコミュニティの醸成を視野に入れた住みよい環境づくりを進めます。

分野目標

- ◆ 住民参画を促進し、協働のまちづくりを進めます
- ◆ 地域経済を支える産業の活性化を図ります
- ◆ 快適で便利な生活、都市基盤を整備します

第②の夢 あいさつが飛び交うまち

- ◆ **みんなが親切でルールを守れるまちだったらいいな。**
(四條畷中 2年生)
- ◆ **家族で助け合える環境をつくりたい。**
(四條畷西中 2年生)
- ◆ **趣味ごとに集まるクラブがあれば。**
(四條畷西中 2年生)
- ◆ **お米や玉ねぎなど、おいしい田原の農作物を守っていききたい。**
(田原中 2年生)
- ◆ **交通が便利で住みやすいまちに。**
(田原中 2年生)

2050年の夢づくり会議から(2014年時点の「子どもたちの夢」)

2050年 ○月 ×日

四條畷市は、子育て世帯が親世帯の居住地近くに住む、「近居」の割合が多いことで有名である。

恵まれた自然環境と都心までのアクセスの良さで、子育て世帯にはもともと人気のエリアだったのを、市が10年ほど前から、同居より気楽で親子が支え合える「近居スタイルのまち」として強くPRしたことで、マンションや住宅の開発を行う民間事業者がたくさん現れ、ここ数年、人口がどんどん増加しているようだ。

また、人口流入との相乗効果で、市街地のバリアフリー化やコンパクトシティ化が進み、まちの姿がここ数年で大きく変わってきた。

私は四條畷生まれ、四條畷育ちの生っ粋の「なわてっこ」で、結婚後に新居を構える際には迷わず実家から徒歩圏内にある今のマンションを購入することに決めた。

ここには様々な世代の家族が入居しているため、年齢の壁を越えた「サークル活動」が活発で、私も休みの日には複数のサークルに参加したり、たまにはそこで子どもを預かってもらったりしながら、充実した日常を過ごしている。

その他、バスなどの公共交通が充実しているのと、マンション内に電気自動車のカーシェアリングのシステムがあるため、我が家はマイカーを所有していない。

何かをコミュニティでシェアするという取組みが非常に好評で、来月からは日用品や電化製品のシェアリングシステムも始まる予定だ。

次は、地元のとれたて野菜を提供する農家レストランを共同で出店できないかなど、新しいチャレンジを探す賑やかな話し合いが始まっている。



楠公 明子さん 29歳

3 地域が、潤い、安らぎ、生きがいに包まれる環境づくり

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓などから、本市においても都市化による被害の多様化や甚大化が懸念され、防災体制のさらなる充実や人と人とのつながりのより一層の強化が求められています。

また、火災、地震、台風、集中豪雨、事故等に対する様々な対策をはじめ、消防救急機能の高度化や防犯体制の整備が必要となっています。

今後は、行政はもとより、住民が主体となった防災、防犯の取組みを推進するとともに、広域的な視点での検討を重ね、自然の恵みのなかで安心、安全に住み続けられる環境づくりをめざします。

その他、昨今の少子高齢化や人口減少による人口構造の変化は避けがたく、核家族化やひとり暮らし高齢者の増加などにより、家庭や地域における支え合いの機能が弱まりつつあります。

これを踏まえ、高齢者や障がい者、子育て世帯を中心とした保健、医療、福祉施策の充実を通じ、誰もがいきいきと健やかに社会参加できる地域福祉の推進を図ります。

さらに、地域のまちづくりについては、地域に関わるすべての方々がそれぞれの役割を担うとともに、人権尊重が文化として定着する共生社会の実現をめざします。

分野目標

- ◆ 平和で人権が尊重される社会の形成に努めます
- ◆ 安心、安全な暮らしと環境を確保します
- ◆ 健康、福祉の地域社会づくりに努めます

第③の夢 毎日が笑顔あふれるまち

- ◆ ずっと健康でいたい! (田原中 2年生)
- ◆ にぎやかで平和なまちに。 (田原中 2年生)
- ◆ 若い人から高齢者までみんなで仲良くしていけるまちに。
(四條畷西中 2年生)
- ◆ 交流の場がたくさんあるまちにできれば。 (四條畷西中 2年生)
- ◆ いざという時に備えて地域での避難訓練が盛んになればいいな。 (四條畷西中 2年生)

2050年の夢づくり会議から(2014年時点の「子どもたちの夢」)

2050年 ○月 ×日

四條畷市では、9月の防災月間に防災訓練を兼ねた大きなイベントが開催される。

このイベントでは、参加者による「ハザードマップづくり」や電気やガスなどのライフラインが止まった場合を想定した「料理の作り方教室」など、防災に関連したいろいろな企画が催される。

気候の良い時期なので、ハイキング気分で訓練に参加する人も多いようだ。

また、会場内にはたくさんのテント村が設けられ、高齢者のふれあいサロンが出店する「てづくり市」や市内の手話サークルによる「親子向け手話教室」、市内の教育玩具の輸入・販売会社が提供する「キッズコーナー」などが並び、1日ではとても回りきれないほどである。

特に、「てづくり市」で販売される地元食材を使用した味噌などの加工品がとても好評で、市内のふれあいサロンでは、味噌や梅干しなどの加工品の作り方教室を季節ごとに開催するようになったほどである。

私の妻も時々この教室に参加して、娘と同年代のお母さんたちとふれあうことがとても良い刺激になっているようだ。

私は毎年、このイベントの健診ブースで健康診断を受診しており、一般健診以外にも歯科検診やがん検診、健康相談コーナーなどがあり、健康管理にちょうど良い機会となっている。

対応してくれた保健師さんの勧めもあり、来月からは市内で開催される「里山セラピー」に参加してみることにした。

また新しい楽しみが増え、心も体もどんどん元気になっていくような気がする。



田原 哲也さん 61歳

4 学び、文化、スポーツから働きかける夢づくり

時代の変化が激しく、人々の価値観が多様化するなかで、時代を切り拓き、生き抜く知恵と技術と精神を次世代に伝え、新しい社会を創り出すことが求められています。

また、我が国はもとより、地域固有の文化への関心が高まり、それを支える風土をはじめとした文化財、人材等の再評価などをもって、地域の独自性をのばしていくことが重視されています。

今後は、心豊かな人づくりをめざし、子どもから高齢者まですべての方々が自己実現できる環境づくりをはじめ、ゆとりと個性、豊かな人間性、生きる力、確かな学力や郷土を愛する心、高い人権意識を重視した教育環境づくりに努めます。

また、人と人との絆で地域社会を元気にしていくため、教育、学習の場づくりを進めるとともに、地域における学校の役割に留意しながら、快適な施設整備を進めます。

さらに、数多くの歴史遺産を保護し、育み、未来へ引き継ぎながら、観光資源としても活用していくことに加え、地域に根づく伝統文化の継承をはじめ、身近な文化活動の支援、文化交流の拡大、国内外を問わない都市との幅広い交流などを通じて、異文化への理解を深め、多文化共生社会を実現するなど、文化全般を育む環境づくりを図ります。

その他、スポーツ施設を有効活用し、住民が気軽に体を動かせる環境づくりを実現します。

分野目標

- ◆ 学校、家庭、地域が連携して、子どもたちの“学び”を支援します
- ◆ 生涯にわたり学ぶことができ、スポーツに親しめるまちをめざします
- ◆ 地域の伝統と歴史を継承し、新たな文化を創出します

第4の夢 1人ひとりの夢が実現するまち

- ◆ **将来は絵本作家になりたい!** (四條畷中 2年生)
- ◆ **歴史的な資源がいっぱいあって、1つの風景になっているまちがいいな。** (四條畷西中 2年生)
- ◆ **小さい頃から英語に親しむなど、特色のある教育があればいい。** (四條畷中 2年生)
- ◆ **自然を利用した工作教室や木登りなどを体験できる場所を。** (田原中 2年生)

2050年の夢づくり会議から(2014年時点の「子どもたちの夢」)

2050年 ○月 ×日

四條畷市内の小学校では複数担任制が採用されていて、どのクラスにも2人ずつ担任の先生がいて、教科によってグループ分けして授業が行われるので、わからないところを先生に聞きやすい。

私のクラスは、休み時間には運動場で一緒にドッチボールしてくれる先生と、教室で本を読んだり、ギターを弾きながら英語で歌をうたってくれる先生の2人が担任で、毎日学校に通うのがとても楽しい。

授業には様々なICT教材が活用され、学校と家がネットワークでつながっているので、先生が必要な科目の補習授業を夏休みに動画配信してくれる。

また、週に1時間はお楽しみの授業があって、森に出かけて工作をしたり、近くの大学に通うお兄さんやお姉さんが一緒に遊んでくれたりする。

地域にはたくさんの歴史的遺産が残っていて、大学生のお兄さんやお姉さんが最先端の情報技術を使って、その素晴らしさを世界中に発信してくれている。

最近、市内を観光する外国人旅行者が増えたのはそのせいかも知れない。

火曜日の放課後はおばあちゃんと一緒に校内にある「地域ふれあいセンター」の異文化教室に通っている。

毎回、いろいろな国の人が来てくれて、その国の文化や歴史、簡単な会話なんかを教えてくれるほか、センターにはみんなで使える図書館や自習室もあって、お姉ちゃんは学校帰りに毎日この自習室を利用している。

私は、去年の夏休みに国際友好都市のドイツ・メアブッシュ市で1週間のホームステイを経験した。

将来はドイツのグリム童話を勉強して、絵本作家になりたいと思っている。



忍 夢叶さん 11歳

5 確かな未来を築く行財政運営に向けた体制づくり

本市では、将来を見据えた行財政運営を基盤に、超少子高齢・人口減少社会への対応や地球環境問題への対策、防災や地域活性化等の様々な分野において、効率的、効果的な施策の展開に努めています。

このようななか、多様化する住民ニーズ等に的確に対応し、確かな行政運営を行うためには、近隣市との広域的な連携、行政内部組織の見直し、職員の能力開発及び民間資源の活用等に積極的に取り組むことが求められています。

今後は、社会経済状況の変化や地方分権の成熟度を踏まえ、将来にわたる健全な財政運営と効率的、効果的な行政運営の推進、そして、近隣市との連携を基本とした行政を進めていきます。

また、種々様変わりする行政が果たすべき役割に対応できる人材の確保と職員の育成を図り、住民の視点に立った、住民のための市役所づくりを築きます。

分野目標

- ◆健全な財政運営と効率的、効果的な行政運営を進めます
- ◆住民にわかりやすく、開かれた市政を実現します
- ◆住民ニーズに適切し、質の高い行政サービスを提供します

第5の夢 みんなの思いがつながるまち

- ◆今以上に人と人とのつながりを大切にしたい。
(産業観光課 職員)
- ◆みんなに愛されるまちにできれば。(秘書広報課 職員)
- ◆一期一会の気持ちで心を込めた対応を。(総務課 職員)
- ◆持続可能なまちづくりという本質を見失わずに仕事を果たしたい。(子ども政策課 職員)
- ◆広域連携も視野に入れた行政サービスの提供を。
(企画調整課 職員)

総合計画策定委員会から(2014年時点の「職員の夢」)

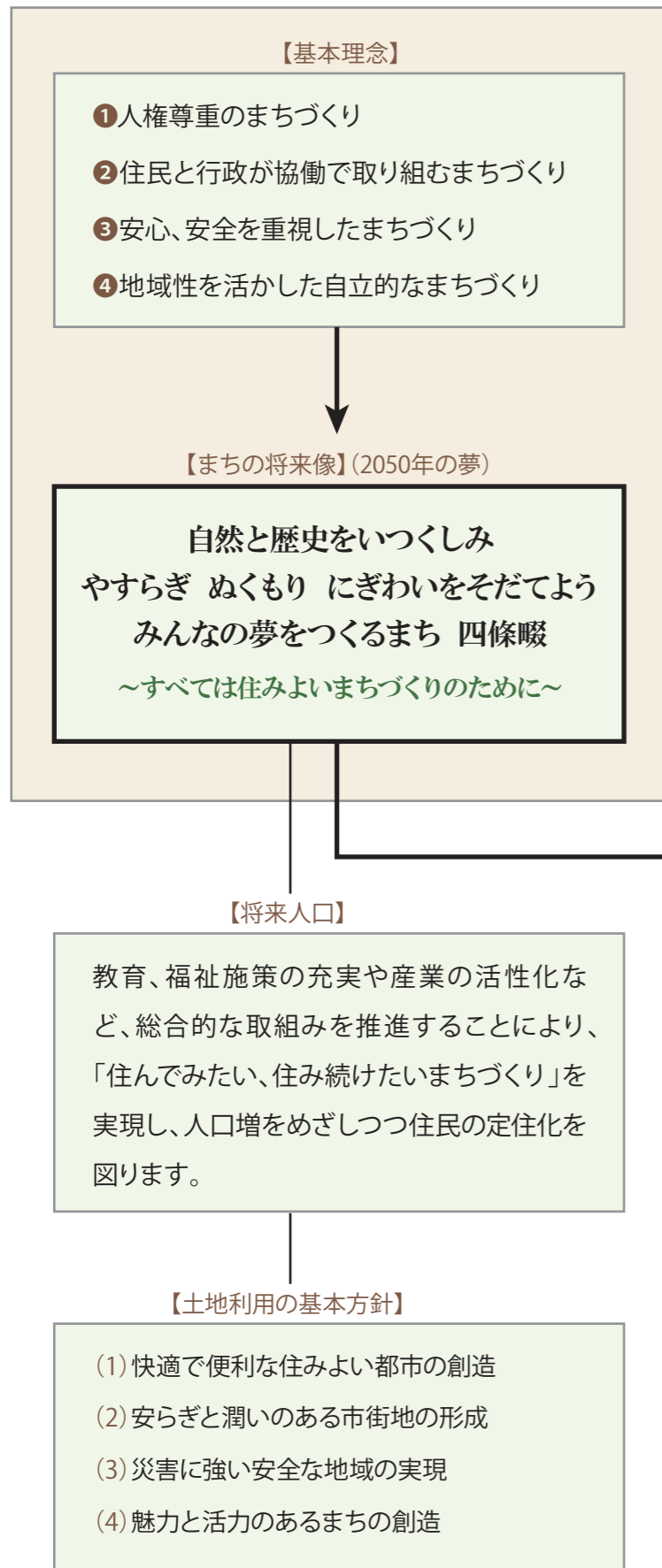
2050年○月×日

私が所属する部署には、住民の方々からの電子申請手続きや相談メールが毎日たくさん届く。
相談内容の一つ一つの課題を考え、相談者にわかるように『翻訳』するのが私の仕事なので、住民との対話を重ね、具体的な政策を考える。
先日は、市が決定した制度に対して納得がいかないと、高齢の女性が窓口を訪ねて来られた。初めはなかなか笑顔を見ることができなかったが、時間をかけて女性の意見を聞いてみると、市政に対しての助言やご自身のお孫さんのこと、人生の先輩としてのアドバイスなど様々な話しをしてくださり、最後は笑顔でお帰りになられた。
その後、日常業務に戻ったが、何だか1日とても温かい気持ちだった。
今の部署に配属される前は産業振興に関わる部署にいた。
長年、地域を盛り上げることを仕事にしてきたおかげで、どこに行っても知り合いばかり。
結果的に、実践を通じて協働の意味を理解させてもらえたとし、若い職員にも今以上に住民と繋がってほしいと思っている。
今日の夜には今の部署の歓送迎会がある。
人と人との繋がりについて…。そんなことを部下たちと話してみようかな。



楠 さつきさん・市職員 43歳

【基本理念と将来像】



【まちづくりの基本方向】

【分 野】	【基本方向】	【目 標】
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 1 自然環境の保全 を図り、快適な 暮らしを実現 する基盤づくり </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1の夢 自然の中で心地よく暮らせるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪都心部に近いという立地条件や広域交通条件の良さ、自然に恵まれ、歴史、文化を有するといった地域の特性を活かしながら、快適な暮らしを実現する都市基盤整備を進めていきます。 ・環境に配慮した活動や行動に取り組む住民や事業者等を支援し、行動する意欲をより高めることで、低炭素や循環を基盤とした、みんなで創る環境にやさしいまちをめざします。 ・長期的かつ安定的な水道水の供給を図るとともに、災害に強い下水道整備を行うなど、市民生活に直結する公共インフラの構築に計画的に取り組めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆美しい自然と調和し、環境と共生するまちをめざします ◆生活環境を保全し、暮らしの豊かさにつなげます
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 2 賑わいと魅力を創 造し、まちを 元気にする 活力づくり </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2の夢 あいさつが飛び交うまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や団体、大学、事業所などが行政とともにまちづくりに参画する協働の取組みを進めるとともに、地域の実情に合った魅力的な取組みを継続することにより、豊かな地域コミュニティの形成とコミュニティ意識の成熟に努めます。 ・男女の人権が平等に尊重され、責任を分かち合いながら、いきいきと活躍できる地域社会づくりとともに、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現と指導的地位に女性が占める割合の増加をめざします。 ・健康を支える安心、安全で新鮮な地元産の食材の提供や商工業の発展支援、大規模商業施設の活用及び地域資源を活かした観光、交流の振興を進め、賑わいのある生活しやすいまちをめざします。 ・公共施設の再整備等により、暮らしやすく、移動しやすいまちづくりの推進と併せ、計画的な土地利用や市街地整備、さらには、家族間、地域間におけるコミュニティの醸成を視野に入れた住みよい環境づくりを進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民参画を促進し、協働のまちづくりを進めます ◆地域経済を支える産業の活性化を図ります ◆快適で便利な生活、都市基盤を整備します
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 3 地域が、潤い、 安らぎ、生きがいに 包まれる 環境づくり </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第3の夢 毎日が笑顔あふれるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政はもとより、住民が主体となった防災、防犯の取組みを推進するとともに、広域的な視点での検討を重ね、自然の恵みのなかで安心、安全に住み続けられる環境づくりをめざします。 ・高齢者や障がい者、子育て世帯を中心とした保健、医療、福祉施策の充実を通じ、誰もがいきいきと健やかに社会参加できる地域福祉の推進を図ります。 ・地域のまちづくりについては、地域に関わるすべての方々がそれぞれの役割を担うとともに、人権尊重が文化として定着する共生社会の実現をめざします。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平和で人権が尊重される社会の形成に努めます ◆安心、安全な暮らしと環境を確保します ◆健康、福祉の地域社会づくりに努めます
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 4 学び、文化、 スポーツから 働きかける 夢づくり </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4の夢 1人ひとりの夢が実現するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心豊かな人づくりをめざし、子どもから高齢者まですべての方々が自己実現できる環境づくりをはじめ、ゆとりと個性、豊かな人間性、生きる力、確かな学力や郷土を愛する心、高い人権意識を重視した教育環境づくりに努めます。 ・人と人との絆で地域社会を元気にしていくため、教育、学習の場づくりを進めるとともに、地域における学校の役割に留意しながら、快適な施設整備を進めます。 ・数多くの歴史遺産を未来へ引き継ぎながら、観光資源として活用していくことに加え、地域に根づく伝統文化の継承、文化活動の支援、文化交流の拡大、国内外を問わない都市との幅広い交流などを通じて、異文化への理解を深め、多文化共生社会を実現するなど、文化全般を育む環境づくりを図ります。 ・スポーツ施設を有効活用し、住民が気軽に体を動かせる環境づくりを実現します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校、家庭、地域が連携して、子どもたちの“学び”を支援します ◆生涯にわたり学ぶことができ、スポーツに親しめるまちをめざします ◆地域の伝統と歴史を継承し、新たな文化を創出します
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 5 確かな未来を 築く行政運営に 向けた 体制づくり </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5の夢 みんなの思いがつながるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済状況の変化や地方分権の成熟度を踏まえ、将来にわたる健全な財政運営と効率的、効果的な行政運営の推進、そして、近隣市との連携を基本とした行政を進めます。 ・種々様変わりする行政が果たすべき役割に対応できる人材の確保と職員の育成を図り、住民の視点に立った、住民のための市役所づくりを築きます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆健全な財政運営と効率的、効果的な行政運営を進めます ◆住民にわかりやすく、開かれた市政を実現します ◆住民ニーズに適応し、質の高い行政サービスを提供します

第2部

基本計画

第6次

四條畷市総合計画
【令和7年度改訂】

1 総合計画改訂の背景と趣旨

2050年度(令和32年度)を目標年次とし、基本計画の第1フェーズを2025年度(令和7年度)までとしたこの第6次四條畷市総合計画において、まちづくりの基本方向と将来像を示したうえで、基本的な施策を掲げ、具体的な取組みを進めてきました。

このたび、その第1フェーズの期間が経過しましたが、この間に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、社会構造や生活様式に多くの変化が生じました。また、企業、大学、住民等の民間事業者等と行政とが相互に協力し、課題解決策や新しい価値などを共に創りあげていく、いわゆる「共創」の考えの広まりなど、行政を取り巻く状況は徐々に変化しています。そのほか、国の情勢の変化、あるいは行政各分野における制度改正などにより、現在の状況は、この総合計画を策定した当時から大きく変化しています。

第1フェーズの期間に生じたこのような変化等に対応し、より住民ニーズに即した内容とし、基本構想に掲げる基本理念、まちの将来像及びまちづくりの基本方向に向け引き続き推進していくため、基本計画の見直しを行い、2035年度(令和17年度)までの10年間を計画期間とする第2フェーズの基本計画とすることを中心に、「第6次四條畷市総合計画【令和7年度改訂】」として改訂します。

2 総合計画の位置付けと計画期間

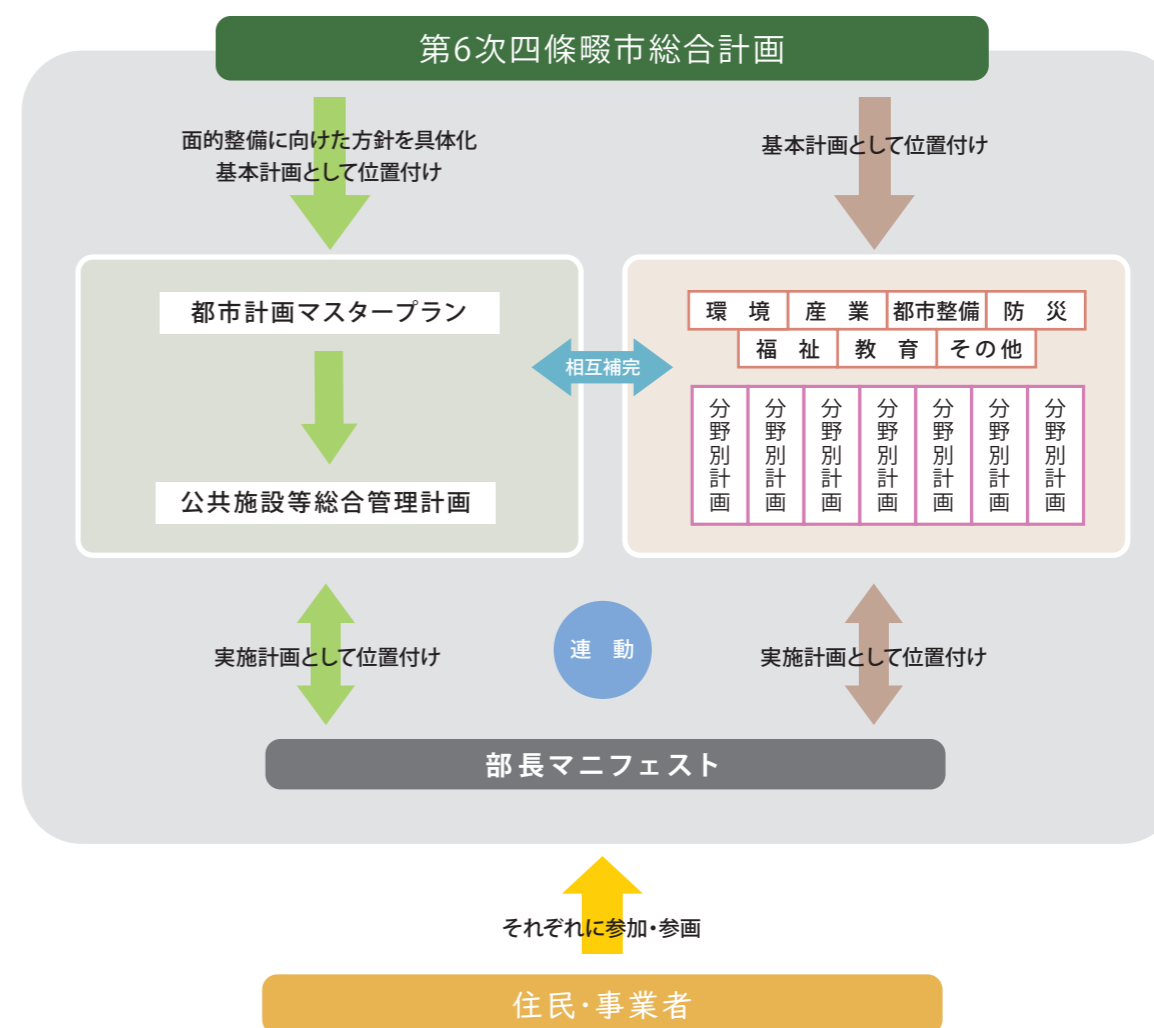
第6次四條畷市総合計画は、長期的な視点に立ってまちづくりを構築していく際の、住民と行政の基本的な行動指針を定める本市の最上位計画です。

施策の展開にあたっては、国及び大阪府の方針や政策、施策に加え、都市計画マスタープランや公共施設等総合管理計画並びにその他の分野別計画等との整合と相互補完を図り、また、連携を用いながら進めていくこととします。

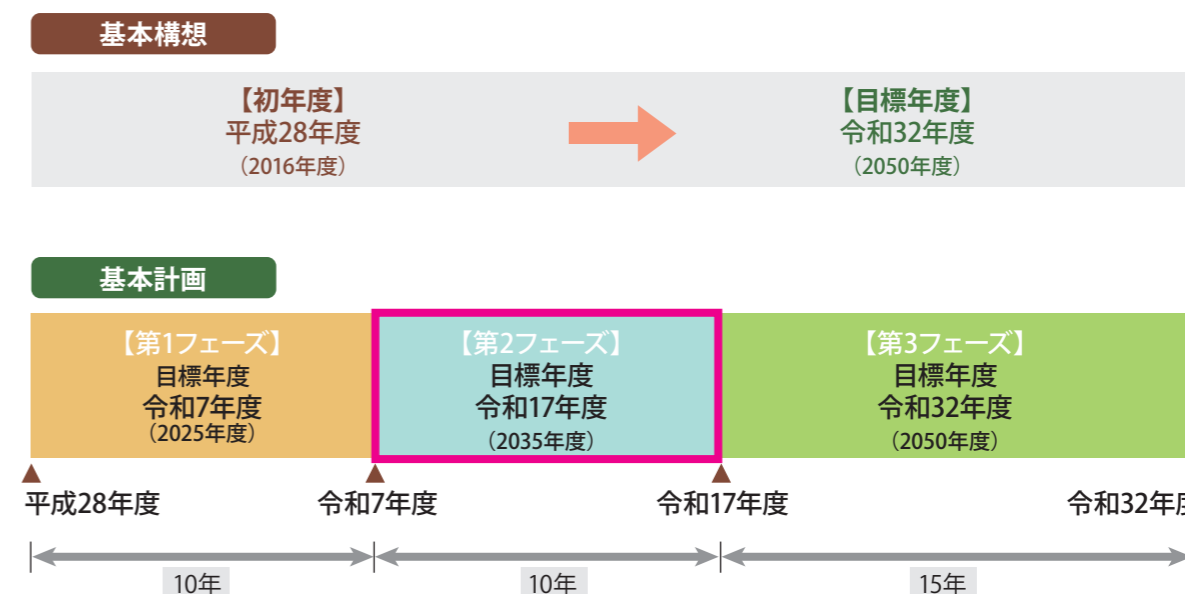
また、計画期間については、基本構想は長期的な行政運営の指針としての将来像(夢)とそれを具現化するための大きな方向性を示すことから、引き続き令和32(2050)年度までとします。

一方で、基本計画については、第1フェーズの期間に生じた社会情勢の変化等を踏まえた令和7年度改訂により、基本構想を推進するための第2フェーズとして、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

【改訂後の第6次四條畷市総合計画を中心としたまちづくりの枠組み】



【計画期間】



3 基本計画改訂の流れ

基本計画の改訂にあたっては、計画の基礎となる人口推計や本市の人口展望に変化があったことから、改訂時の情報を追記するとともに、第1フェーズの期間に新たに生じた課題や、市民意識調査の結果や部長マニフェストの進捗状況などから示された課題、反対に第1フェーズの期間に進展があったものや本市以外の組織との事務の移管があったものなどを抽出し、計画としての整合性が保たれるよう更新と整理をしました。

3回に及ぶ市民ワークショップ及びこれを補完するための子育て世代へのアンケートの実施と小学4年生から中学3年生を対象とした子どもたちへのアンケートの実施により、多くの世代の市民のみなさんの意見をいただき、また庁内においても総合計画改訂検討委員会での議論を行い、更新及び整理の内容にこれらを加味したものを素案として取りまとめました。

素案について3回に渡り総合計画審議会での議論をいただき、原案を取りまとめました。

原案について、意見公募手続(パブリック・コメント)を経た上、総合計画審議会での議論をいただき、答申を得ました。

答申を基に作成した改訂案について、市議会での審議をいただき、議決を得て、改訂を行いました。

4 第1フェーズにおける市民意識調査結果

(1) 調査の目的及び概要

従前から、総合計画の策定や改訂の際に市民意識調査を実施していましたが、多様化する市民ニーズを把握し、より効果的な施策の方向性を見極めることを目的に、2019年(平成31年)から毎年、無作為に抽出した市内在住15歳以上の男女4,000人を対象に市民意識調査を実施しています。

(2) 調査項目

調査項目は、社会情勢の変化等に対応するため、毎年見直しを行っていますが、原則として、回答の経年の変化を確認するため、調査項目を大きくは変化させずに実施しています。

令和7年度は、「四條畷市のまちづくりについて」(52問)と「あなたのことについて」(6問)で実施しました。

(3) 調査の総括

◆ 肯定的な回答が多い項目

「四條畷市のまちづくりについて」の項目においては、「緑や川などの自然が豊富である」、「歴史を感じる場所がある」、「騒音や騒々しさが無く、閑静な街だ」、「スーパー、量販店、商業施設があり、買い物に便利だ」などの項目で肯定的な回答が多くなりました。

また、「あなたのことについて」の項目においては、「四條畷市にこれからも住み続けたいと思いますか」と「四條畷市を住みよいまちだと思いませんか」の項目で肯定的な回答が多くなりました。

◆ 否定的な回答が多い項目

「四條畷市のまちづくりについて」の項目においては、「起業している人や、起業しようとしている人が多く、活気がある」、「市がメディアに取り上げられ、市外の人にもよく知られている」、「資産価値がある」、「賑わいのあるまちだ」などの項目で否定的な回答が多くなりました。

また、「あなたのことについて」の項目においては、「スポーツ、文化、レクリエーション、ボランティアなどの生涯学習活動を楽しんでいると思いますか」の項目で否定的な回答が多くなりました。

◆ 肯定的な回答への変化が見られる項目

「四條畷市のまちづくりについて」の項目においては、「資産価値がある」、「日常のものは、歩ける範囲でひととおり揃う」、「交通事故や犯罪などが少ない」などの項目で肯定的な回答への変化が見られました。

また、「あなたのことについて」の項目においては、「市外の知人に四條畷市に移り住むことを勧めたいと思いますか」と「四條畷市にこれからも住み続けたいと思いますか」の項目で肯定的な回答への変化が見られました。

◆ 否定的な回答への変化が見られる項目

「四條畷市のまちづくりについて」の項目においては、「物価・家賃などの生活費が安い」、「商店街が充実している」、「公園や緑地・遊歩道等が充実している」、「レストランや居酒屋などの飲食店が充実している」などの項目で否定的な回答への変化が見られました。

◆ 調査結果と基本計画との関連

肯定的な回答が多い項目や肯定的な回答への変化が見られる項目は、分野にばらつきがあったものの、多くが基本計画の施策体系における分野1に関連するものとなりました。

否定的な回答が多い項目や否定的な回答への変化が見られる項目は、多くが基本計画の施策体系における分野2に関連するものとなりました。

また、四條畷市への移住の推奨度や四條畷市での定住意向など、市全体に対する評価となる項目についても、肯定的な回答が多く、肯定的な回答への変化が見られました。

これらのことから、第1フェーズの施策の進捗について、市民からは全体として評価を受けているものの、基本計画の施策体系における分野2に関連する分野について、さらなる取組みが必要な状況と言えます。

5 第1フェーズにおける部長マニフェストの進捗状況

(1) 部長マニフェストの概要

部長マニフェストは、総合計画の実施計画に位置付けられており、基本計画に定めた施策の効果的な推進と責任の明確化を行うため、年度ごとの取組方針を示すものとして2018年度(平成30年度)から策定しています。

年度末に事業ごとに○・△・×の3段階で実績評価を行っています。

(2) 部長マニフェストの進捗状況総括

◆年度ごとの進捗状況

策定初年度となった2018年度(平成30年度)は○の割合が60%程度となりましたが、2022年度(令和4年度)以降は○の割合が70%を超えており、2024年度(令和6年度)は80%を超えるなど、近年は○の割合が上がっています。

×の割合については、2023年度(令和5年度)及び2024年度(令和6年度)に3%程度となった以外は、10%程度となっています。

これらから、各年度の部長マニフェストについては、大半は想定どおりに進捗している状況です。

◆年度ごとの主な部長マニフェスト

- ・2018年度(平成30年度)
各種補助金制度のあり方検討、特定健康診査の受診率向上 など
- ・2019年度(令和元年度)
総合公園のあり方検討、住宅マスタープランの改訂 など
- ・2020年度(令和2年度)
デマンドタクシー実証運行事業、GIGAスクール構想の推進 など
- ・2021年度(令和3年度)
田原下水処理場の広域化、マイナンバーカード申請・交付体制の拡充 など
- ・2022年度(令和4年度)
新型コロナウイルスワクチン接種の実施、学校図書館支援事務 など
- ・2023年度(令和5年度)
自動運転等の選定導入事業、子ども家庭総合支援拠点整備事業 など
- ・2024年度(令和6年度)
電子入札システム導入業務、第2子以降保育料完全無償化 など

◆分野ごとの進捗状況

基本計画の施策体系における分野1、分野3及び分野4に関連する部長マニフェストについては、○の割合が70%を超えるとともに×の割合が5%程度となっており、比較的進捗度が高くなっています。

一方、基本計画の施策体系における分野2に関連する部長マニフェストについては、○の割合が60%程度、分野5に関連する部長マニフェストについては○の割合が50%程度となっており、×の割合も分野1、分野3及び分野4に関連する部長マニフェストよりやや高くなっているなど、比較的進捗度が低くなっています。

このことから、基本計画の施策体系における分野2及び分野5に関連する分野について、さらなる取組が必要な状況と言えます。

6 市民ワークショップ及びこれを補完するための子育て世代へのアンケートの結果

(1) ワークショップの趣旨

総合計画に基づく第1フェーズの市の取組みの結果、市民として市の現状についてどう思うかや今後市民としてどのようなことができるかについて、市民間の率直な意見交換を実施してもらうことにより、市民がどう感じているかを把握し、計画改訂の基礎資料とすることを趣旨に、3回の市民ワークショップを開催しました。

(2) ワークショップの開催結果

参加者数：延べ34人(うち男性：19人 女性：15人)

(3) ワークショップの実施内容

- ① ワーク1 今、あなたが、四條畷市に感じる課題
- ② ワーク2 これから先、市民としてなにができるか

(4) ワークショップの総括

◆ワーク1の総括

意見が多かったカテゴリは、「交通」、「教育」、「道路」、「地域社会」、「公園」、「商業」、「防災」などとなりました。このうち、「交通」と「教育」の意見は田原地域で実施した回で多く、「道路」と「公園」は西部地域(逢阪地区を含む。以下同じ。)で実施した回で多いなど、カテゴリごとに地域差が出る結果となりました。

「交通」については、特に田原地域で公共交通の不便さを課題とする意見が多く、自家用車を持たない層にとっての住みにくさに着目した意見が寄せられました。

「教育」については、教育の質の向上やクラブ活動に関すること、ICT教育の深化など、様々な面での教育に関する課題が挙げられました。

「道路」については、西部地域において道路の狭さに着目した意見が多く出される一方、田原地域において交通量の多さに着目した意見が出され、内容は違えどもどちらの地域においても課題であるとの意見が出されました。

◆ワーク2の総括

意見が多かったカテゴリは、「コミュニティ」、「行政関心」、「地域活動」、「美化活動」、「地域行事」、「ボランティア」、「防災活動」などとなりました。

「コミュニティ」については、子どもや高齢者などへの見守りや、子育てへの積極的な支援などの意見が多く見られました。

「行政関心」については、市民自身が積極的に行政にかかわることで市を良くしていこうという方向の意見が多く見られました。

「地域活動」については、山守り隊や自治会活動などへ参加することなど地域の結束を強くする面での意見が出されました。

(5) ワークショップを補完するための子育て世代へのアンケートの趣旨

ワークショップにおいて、参加者の大多数が40代以上の市民であったことから、より多世代からの意見を収集すべく、20代及び30代の子育て世代の市民を対象として、ワークショップを補完するためのアンケートを実施しました。

(6) アンケートの調査項目

- ① 四條畷市について、不満な点、改善を求めたい点など
- ② 四條畷市を良くしていくために、自分ができること
- ③ 四條畷市の「良いところ」

(7) アンケートの実施結果

回答者数：13人（うち20代：5人、30代：8人）

(8) アンケートの総括

◆ 調査結果全体の総括

ワークショップや子どもたちへのアンケートにおいて示された傾向と概ね整合的な結果となりましたが、子育て世代に特有の本市の課題も示されました。

子育て世代に特有の傾向として、いずれも基本計画の施策体系における分野3に関連する分野である、「保育」と「小児医療」に関することについて取り組みが求められている状況であることが示されました。

◆ 四條畷市について、不満な点、改善を求めたい点など

「公園」、「保育」、「道路」、「小児医療」に関することが上位となりました。

「公園」、「道路」に関することが上位となったことについては、ワークショップのワーク1と同様の傾向となり、回答内容もほぼ同様となりました。

「保育」、「小児医療」が上位となったことについては、ワークショップのワーク1と異なる傾向となりました。

「保育」については、保育施設の数が少ないことや保育施設の利用の難しさに関する意見が寄せられました。

「小児医療」については、小児科の数が少ないことや子どもの医療費に関する意見が寄せられました。

◆ 四條畷市を良くしていくために、自分ができること

「美化活動」、「地域行事」に関することが上位となりました。

全体的な傾向や回答内容は、ワークショップのワーク2とほぼ同様となりました。

◆ 四條畷市の「良いところ」

「自然」、「賑わい」、「子育て環境」、「交通」に関することが上位となりました。

「自然」、「子育て環境」、「交通」については、市民意識調査の結果とほぼ整合しており、「賑わい」については、子どもたちへのアンケートにおいて高位であることから、全体的な傾向は、市民意識調査や子どもたちへのアンケートの結果の中間的な結果となりました。

7 子どもたちへのアンケート結果

(1) アンケートの趣旨

子どもたちの目線での市の現状及び将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握し、計画改訂の基礎資料とすることを趣旨に、市内小中学校に在学する、小学4年生から中学3年生までの児童及び生徒を対象に、アンケートを実施しました。

(2) 調査項目

- ◆ わたしたちのまちの「好きなおところ」
- ◆ わたしたちのまちの「不満なおところ」
- ◆ このまちのことが好きか
- ◆ おとなになってもこのまちに住み続けたいと思うか
- ◆ 将来、このまちがどんなまちであってほしいか
- ◆ このまちがよりよいまちになるために、市役所はどんなことをしたらよいと思うか
- ◆ このまちがよりよいまちになるために、あなたはどんなことができると思うか

(3) 実施結果

- ① 対象人数：2,509
- ② 回答数：2,092

(4) 調査の総括

◆ 調査結果全体の総括

子どもたちからの四條畷市への評価は高いものと考えられます。しかしながら、定住意向は決して高くなく、また、より年齢の高い中学生の四條畷市への評価が小学生の四條畷市への評価よりも低いなど、課題が散見されます。

子どもたちが考える現状の課題は、「公園・道路の整備」と「街の美化」であり、将来的に期待する事項も同様となりました。田原地域では加えて、「交通の整備」についても課題感が示されました。また、子どもたちは、将来的に期待することとしては、先の課題に加え、「賑わいの創出」も考えていることが示されました。

◆ わたしたちのまちの「好きなおところ」

「自然・美化」、「安心安全」、「教育」に関することが上位となりました。

「交通」に関することについて、田原地域の満足度が西部地域に比べて顕著に低いという地域差が見られました。

◆ わたしたちのまちの「不満なおところ」

「道路・公園」、「自然・美化」、「交通」に関することが上位となりました。

西部地域と田原地域とで項目ごとの順位が大きく異なるなど、地域差が見られました。

◆ このまちのことが好きか

8割以上が「好き」と回答しました。

小学生は「とても好き」と回答した人が最も多く、中学生は「まあまあ好き」と回答した人が最も多くなり、小学生と中学生とで結果に差が見られました。

◆おとなになってもこのまちに住み続けたいと思うか

5割強が「引っ越すことがあるかもしれないが、戻ってきたい」と回答し、「ずっと住み続けたい」と回答した人は2割弱となりました。

「ずっと住み続けたい」と回答した割合が、中学生では小学生の半分以下になるなど、小学生と中学生とで結果に差が見られました。

◆将来、このまちがどんなまちであってほしいか

「自然・美化」、「安心安全」、「賑わい」に関することが上位となりました。
地域差や小学生と中学生とでの差はあまり見られませんでした。

◆よりよいまちになるために、市役所はどんなことをしたらよいと思うか

公園の整備に関する意見と街の美化に関する意見が大半を占めたほか、道路の整備に関する意見も見られました。

公園の整備については、「ボール遊びができる公園を整備する」と「公園の数を増やす」という方向性の意見が多くなりました。

街の美化については、「町の清掃を行う」と「ポイ捨てをさせないようにする」という方向性の意見が多く、その解決策として「ゴミ箱を増やす」という方向性の意見が多く見られました。

◆よりよいまちになるために、あなたはどんなことができると思うか

街の美化に関する意見が大半を占め、次いでボランティア活動に関する意見が多く見られました。

街の美化については、「ポイ捨てをしない」と「ゴミ拾いや清掃活動を行う」という方向性の意見が多くなりました。

街の美化に次いで「ボランティア活動を行う」という方向性の意見が多く、良いまちづくりのために市民として取り組むことができる事柄として若年層からもイメージされやすいことが明らかとなりました。

8 基本計画改訂に係る将来人口

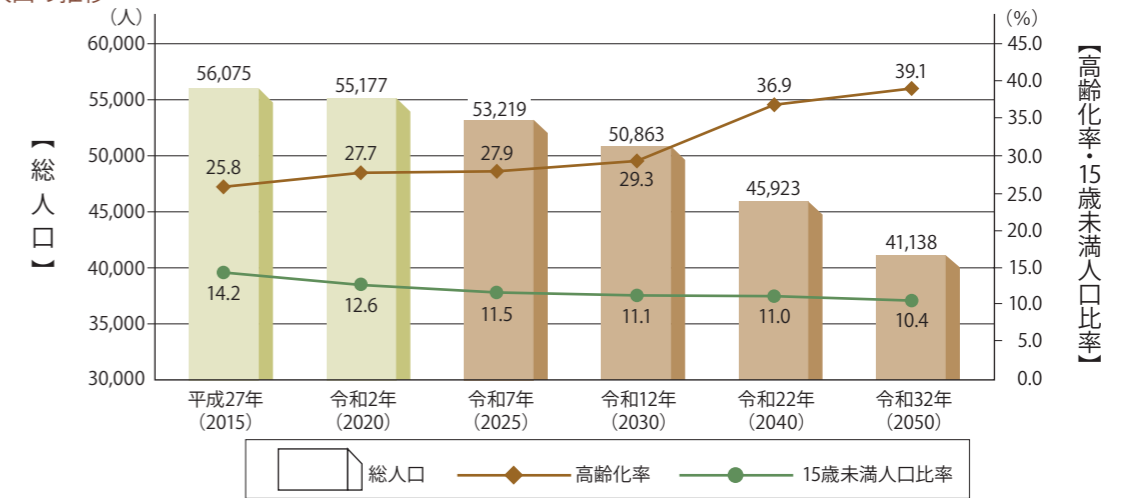
令和5年3月の人口ビジョンの改訂により、将来人口の推計値等を更新しました。今回の基本計画の改訂においては、この将来人口等を基に改訂を行いました。

■近年の人口動向と人口推計

年次	実績値(国勢調査)		推計値
	平成27(2015)年	令和2(2020)年	令和32(2050)年
総人口	56,075人	55,177人	41,138人
0~14歳	14.2%	12.6%	10.4%
15~64歳	60.0%	59.7%	50.5%
65歳~	25.8%	27.7%	39.1%

(注) 令和32年は国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研という。)が令和5年12月に公表した推計値
総人口には年齢不詳を含む
年齢3区分別人口割合は年齢不詳を除いて算出

■人口の推移



(注) 令和7年から令和32年は、社人研が令和5年12月に公表した推計値

【人口の将来展望】(人口ビジョン令和5年3月改訂版より)

中期目標	令和22(2040)年	合計特殊出生率について、令和12(2030)年までに1.68、令和22(2040)年までに1.93をめざします。
長期目標	令和32(2050)年	人口規模4.5万人程度及び生産年齢人口概ね50%以上をめざします。

分野	施策
第1章 自然環境の保全を図り、 快適な暮らしを実現する 基盤づくり	1 公園と緑の保全
	2 道路の充実
	3 生活環境の保持
	4 環境負荷の低減
	5 水環境の整備
第2章 賑わいと魅力を創造し、 まちを元気にする活力 づくり	1 協働と参画の推進
	2 地域経済を支える産業の活性化
	3 シティプロモーションの推進
	4 公共交通の充実と安全対策
	5 計画的な都市整備
第3章 地域が、潤い、安らぎ、生 きがいに包まれる環境 づくり	1 人権尊重の社会形成
	2 防災、減災 消防、救急の推進と充実
	3 市民生活に及ぶ防犯と多様な危機への対策
	4 地域福祉の醸成と自立支援の充実
	5 子育て、子育て支援の充実
	6 高齢者福祉の充実と介護保険の適正運用
	7 障がい者福祉の推進
	8 健康づくりの推進と国民健康保険の適正運用
第4章 学び、文化、スポーツか ら働きかける夢づくり	1 教育の充実
	2 青少年の健全育成
	3 生涯学習の推進
	4 生涯スポーツの振興
	5 歴史、文化の保存と継承
	6 国際、文化交流の醸成
第5章 確かな未来を築く行財 政運営に向けた体制づくり	1 効率的、効果的な行政運営

施策 1 公園と緑の保全

めざすべき姿

- 住民参加による公園、緑の適切な維持管理が浸透し、地域の緑化も活発に行われています。
- 自然保護活動が充実し、人と自然が共存する理想的な生活環境が構築されています。

現状と課題

- 公園については、遊具や施設の老朽化が進んでおり、公園施設更新指針に基づいて、計画的に適切な更新を行っています。また、ボール遊びができる広場や、高齢者のふれあいの場としての整備が求められるなど、住民ニーズへの対応が必要です。
- 公園や緑地は、住民参加による清掃等のボランティア活動を推進しつつ、災害時における避難路、避難地及び復旧、復興の拠点など、重要なインフラ[※]としての役割を担っています。
- 自然的資源を保全、保護し、住民ニーズに対応した里山整備を行うことを趣旨に、関係団体等との連携、協働による植樹活動や保全活動を行っています。

市役所の取組み

- みどりの基本計画をもとに、市域全体にわたる緑地の保全と緑化の推進を図ります。
- 公園パトロールを定期的に行い、周辺住民との共生に配慮した施設の健全な維持管理を図ります。また、西部地域の公園整備については、一定の地域ごとにボール遊びができる公園等の整備を進めます。
- 清掃活動や植樹など、住民ニーズに対応した里山の保全に対する支援を行います。
- 公共施設の敷地内や道路などの公共空間の緑化を進めるとともに、適切な維持管理を行いつつ、農業振興施策と連携した生産緑地の保全に努めます。

住民・事業者の取組み

- 公園利用のマナーを守ります。
- 公園遊具の破損や緑地の倒木など危険な箇所を市へ積極的に報告します。
- 公園や里山の緑化に関するボランティアや清掃活動に参加、参画します。
- 住宅や工場、事業所の緑化に努めます。

分野別計画等

みどりの基本計画、公園施設更新指針、個別施設計画【公共施設】、公共空地等の未利用地に関する活用基本構想(田原地域)、公共空地等の未利用地に関する活用基本計画(田原地域)

※インフラ：
インフラストラクチャーの略称で、通常は道路、河川、橋梁、鉄道からガス、電話など社会生活基盤と社会経済産業基盤とを形成するものの総称としてこの語が使用される。

施策2 道路の充実

めざすべき姿

- 効率的、持続的な道路整備により、歩行者、自転車及び自動車等が安全かつ快適に道路を利用しています。

現状と課題

- 幹線道路の整備や幅員の狭い道路の改良など、快適で安全な道路整備を進めています。
- 高齢化などが進展するなか、高齢者や障がい者が安心して道路を利用できるよう、生活道路の歩車分離や重点整備地区^{※1}内のバリアフリー化^{※2}を順次実施しています。
- 必要性や実現性を考慮した都市計画道路の整備に加え、既存道路の計画的な改良や維持管理を行うとともに、幹線道路周辺地区の基盤整備を進める必要があります。

市役所の取組み

- 幹線道路網形成や狭い道路の改良などの事業推進に努めるとともに、修繕計画（個別施設計画【各道路施設】）をもとに、快適で安心、安全な道路整備を進めます。
- 橋梁の長寿命化修繕計画をもとに、橋梁の計画的かつ効率的な維持修繕を実施します。
- 通行の妨げになる支障物の減少を図るための啓発や道路パトロールを計画的に行います。

住民・事業者の取組み

- 道路整備において、用地買収や工事中の交通規制等に協力します。
- 道路の損傷などを発見した場合には、市へ積極的に報告します。
- 私道の適正な維持管理を行います。
- 生活道路の日常清掃など、快適な道路環境づくりに参画します。

分野別計画等

災害に強いすまいとまちづくり促進区域基本構想、道路施設総合維持管理計画、修繕計画（個別施設計画【各道路施設】）、橋梁の長寿命化修繕計画、通学路等交通安全プログラム、バリアフリー基本構想

※1 重点整備地区：

高齢者や障がい者の円滑な移動を促進するため、生活関連施設を駅周辺から徒歩圏内に集積し、バリアフリー事業の効果が高い地域として、法令や国の基本方針に基づき設定した地区。

※2 バリアフリー化：

高齢者や障がい者等が生活していくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

施策3 生活環境の保持

めざすべき姿

- 快適な生活環境の実現をめざし、住民、事業者、行政がそれぞれの生活や活動の場においてルールやマナーを守り、役割を果たしながら、生活環境の保全や公害防止に対する意識の高揚、醸成が進んでいます。

現状と課題

- 美しい景観形成に向け、住民に対する啓発活動に努めています。
- 快適で豊かな生活環境を将来世代に継承していくため、住民、関係機関、行政が一体となって生活環境の保全に取り組む必要があります。

市役所の取組み

- 路上喫煙、受動喫煙の防止や、空き缶、たばこのポイ捨て防止、ペットの飼育マナー向上など、生活環境にかかわる啓発に努めます。
- 空き地、空き家等の実態を把握し、所有者の適正管理と利活用を促します。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、適切な管理が行われていない空家については、所有者等に対し、必要な措置を実施します。

住民・事業者の取組み

- 地域が主体的に環境の美化を維持します。
- 路上喫煙、たばこのポイ捨てをしません。
- ペットの飼育マナーを守ります。
- 空き地や空き家の所有者は適正な管理に努めます。

分野別計画等

環境基本計画、空家等対策推進計画

施策4 環境負荷の低減

めざすべき姿

- 住民、事業所、行政が協力のもと、循環型社会の構築をめざして、ごみの減量化と再資源化が確立しています。
- 環境負荷の低減をめざし、脱炭素化^{※1}、省資源、省エネルギー化の実現に取り組んでいます。

現状と課題

- 快適な生活環境を確保するために、3R^{※2}を柱とするごみの排出抑制、再利用、再資源化を推進するなど、限りある資源を有効利用した持続可能な循環型社会の形成をめざしています。
- 公共施設で消費するエネルギーの効率的な利用促進を図るため、それに適合した設備の導入を検討、実施しています。

市役所の取組み

- ごみの減量化に対する住民意識の高揚と再資源化を図るため、イベントなどを通じた啓発活動の実施や古紙、アルミ缶などを回収する活動団体への支援など、環境保全に取り組む団体と協働して3Rを推進します。
- 地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設等におけるエネルギーの効率的な利用などの個別最適化を促進するほか、様々な方策を用いたエネルギー施策を展開します。

住民・事業者の取組み

- 日々の生活の中で、脱炭素化、省資源、省エネルギー化に向けた取組みを実践します。
- ごみの発生を抑え、資源の有効活用を図ります。
- 住宅等の改修にあたっては、再生可能エネルギー^{※3}や効果的にエネルギー使用量を削減できる設備の導入に心がけます。

分野別計画等

環境基本計画、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、地球温暖化対策実行計画

※1 脱炭素化：

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を含む温室効果ガスを実質ゼロにすること。

※2 3R（スリーアール）：

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称。リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。リユースとは、使える物は繰り返し使うこと。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用すること。

※3 再生可能エネルギー：

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギー。

施策5 水環境の整備

めざすべき姿

- 安心、安全な水道水を安定して供給しています。
- 下水道施設の適正な維持管理及び放流水質の向上と公共水域の保全を図り、河川等の水質改善がなされ、住民への啓発による下水道接続への理解が高まり、接続率が向上しています。

現状と課題

- 大阪広域水道企業団により、高度浄水処理された水道水を活用し、安定した水の供給が行われています。
- 下水道施設の整備は概ね完了し、現在は維持管理を中心とした取組みを進めています。
- 住民のライフラインとして、水道及び下水道施設の老朽化への対応と自然災害などに備えた施設の耐震化が急務となっています。
- 集中豪雨などによる浸水対策として、河川、水路及びため池の点検等の保全管理が求められています。

市役所の取組み

- 安定的に水道事業が運営されるよう、大阪広域水道企業団と情報の連携を図ります。
- 持続可能な下水道事業の運営に向けて、施設の効率的かつ適正な維持管理に努めます。
- 災害に強い下水道施設とするため、老朽化対策及び耐震化に関する取組みを進めます。
- 浸水被害等に備え、河川や水路などの適切な点検や維持管理を行うとともに、大阪府に一級河川や砂防施設の整備を要請します。

住民・事業者の取組み

- 限りある水を大切に使います。
- 有害物質を含んだ水を流しません。
- 河川や水路などにごみのポイ捨てや不法投棄をしません。

分野別計画等

下水道ストックマネジメント計画、上下水道耐震化計画、下水道事業経営戦略、生活排水処理基本計画

施策1 協働と参画の推進

めざすべき姿

- 地域の住民同士や住民と行政が同じ目標に向かって、役割と責任を自覚しながら様々な取組みを進めています。
- 地域のボランティア、NPO^{※1}などの活動や自治会をはじめとするコミュニティ活動^{※2}を土台に、地域における住民主体のまちづくりが行われています。
- 男女の人権が平等に尊重され、それぞれが責任を分かち合いながら、活力ある地域社会を築いています。

現状と課題

- 地方分権の本格化や経済情勢の変化、社会の成熟化に伴い、住民ニーズが複雑、多様化しているなか、住民の知恵や行動力をまちづくりに積極的に反映できる機会の確保が必要です。
- 都市化や核家族化、少子高齢化の進展等により、新たな地域課題の発生に加え、住民同士の連帯感や交流が希薄になりつつあります。
- 本市では、みんなでつくる協働のまちづくり指針に基づき、コミュニティ活動の推進に向けた地域づくりや人材育成など、住民自らによる活動の促進に向けた具体的な取組みを実践しています。
- すべての方々が性別にかかわらず、あらゆる分野で個性や能力を発揮できる、男女共同参画社会^{※3}の実現が求められています。

市役所の取組み

- まちづくりにおいて、住民の参画と協働の機会づくりを促進するとともに、広く住民が参加できる事業の実施に努めます。
- 安心して暮らせる魅力ある地域づくりに向け、コミュニティ活動に関する情報の提供を充実し、ネットワーク化を推進します。
- 協働によるまちづくりを実現するため、庁内における推進体制の確立及び職員の意識啓発を行い、市民団体に対して地域課題の解決や地域活性化に向けた事業に必要な支援を実施します。
- 市政における政策、方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、審議会委員等への女性の積極的登用を図ると同時に、事業所、学校及び地域での啓発や学習活動を充実します。
- ワーク・ライフ・バランス^{※4}の定着化により、心豊かな生き方や働き続けられる環境の整備に努めます。

住民・事業者の取組み

- 近所づきあいを大切にします。
- 地域の様々な課題の解決に取り組めます。
- 市政に関心を持ち、市役所や地域の取組みに対し、積極的にかかわります。
- ボランティア活動や交流会に参加します。
- 育児や介護の負担と責任を男女で分かち合います。
- 男女がともに働きやすい職場環境を整備し、仕事と家庭生活の両立を支援します。

分野別計画等

みんなでつくる協働のまちづくり指針、男女共同参画推進計画(なわてあじさいプラン)

※1 NPO: 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民、民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織または団体。

※2 コミュニティ活動: 町会、自治会、学校、PTAなど、地域のある一定の広がりにおいて住民が連携して行う活動。

※3 男女共同参画社会: 仕事、家庭、地域生活など、多様な活動に自らの希望に沿った形で参画する機会が確保され、男女がともに夢や希望を実現できる社会。

※4 ワーク・ライフ・バランス: 仕事と生活の調和と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できること。

施策2 地域経済を支える産業の活性化

めざすべき姿

- 新たな事業者等による産業の活性化が図られ、地域資源や関連施設を用いた活力とにぎわいあるまちづくりが進んでいます。
- 農業に携わる方々が意欲と誇りを持ち、消費者が求める安全で高品質な農産物を提供できる体制が整っています。

現状と課題

- 商業については、地元商店街による様々な販売促進策を実施するなど、消費者のニーズに対応した取組みを進めており、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、大阪経済の動向においては一部で弱い動きがみられることから、引き続き注視する必要があります。
- 工業については、特産品等を生産する企業はあるものの、新たな企業の参入には至っていない状況にあります。
- 農業については、従事者の高齢化や後継者不在などにより厳しい状況にありますが、田原地域を中心に、エコ米^{※1}や田原みそ、小麦などの特色ある農産物を産出しています。
- 雇用については、持ち直しの動きが見られますが、求人情報の広域提供や就労に関する相談など、地域雇用を創出する取組みや働きかけを継続的に行う必要があります。
- 学校給食における地場産野菜の使用については、近年の気候変動や生産者の高齢化が進んでいることなどから、生産量の減少が進み、学校給食に必要な使用量の確保が年々難しくなっている状況にあります。

市役所の取組み

- 地域産業の活性化に向けて、事業者及び関係機関と連携しながら産業振興基本条例に基づく各種施策を実施します。
- 産学公の連携^{※2}による協働イベントなどを実施することにより、産業の活性化へ繋がります。
- 幹線道路網を活かした企業誘致や関西文化学術研究都市を広く啓発し、産業振興を図るとともに、独自の事業展開を生み出す取組みや新たな産業の創出に努めます。
- 商店街が地域コミュニティの重要な役割を果たしていることを念頭に必要な支援を検討し、必要に応じて取組みを進めます。
- 地域農業の維持、発展のため、大阪府などの関係機関と連携を図り、基盤整備や担い手支援、技術指導等を行うとともに、市立学校や保育所等の給食に地場産野菜を使用するなど、安定的供給と販路確保に向けた取組みを進めます。
- 求職者が早期に希望する職に就けるよう、ハローワークへの取次ぎ及び求職者に必要な仕事の知識等の習得の支援策を検討し、必要に応じて取組みを進めます。
- 地方創生を前提とした住民や事業主が主体となる取組みの支援を検討します。

住民・事業者の取組み

- 地域ブランド化^{※3}に興味を持ち、我がまちアピールに努めます。
- 地産地消や食育を主眼におき、地場産野菜や特産品の積極的な購入に努めます。
- 働くことに意欲を持ち、スキルアップに努めます。
- 積極的に事業活動を展開します。

分野別計画等

産業振興ビジョン

※1 エコ米: 化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の半分以下で栽培された農産物として、大阪府から「大阪エコ農産物」の認証を受けた米。

※2 産学公の連携: 産業界、大学、行政などの機関が協働で事業等を実施すること。

※3 地域ブランド化: 地域のイメージと関連させながら、商品、サービスの開発や高付加価値化等をする取組み。また、その価値を広く認知させるとともに、地域イメージを向上させていく一連の取組み。

施策3 シティプロモーションの推進

めざすべき姿

- 市や市の魅力が広く知られ、多くの人たちが興味を持ち、市外から移り住んできています。
- 市の魅力が向上することで、住民がより地域の活力向上に取り組み、住民のまちへの愛着や住み続けたいという想いが強まっています。

現状と課題

- 住民、関係団体、行政など、多様な主体が参画し、本市が有する自然環境や歴史的遺産の活用や移住促進の取組みなど、市の魅力の発信を行っています。
- 子育て世帯を中心に市内への移住を促進することでまちの活力の向上へと結びつけていく取組みが求められます。
- 魅力あるスポットや施策、取組みなどがいまだ埋もれている状況にあり、これらの魅力の再認識と新しい視点での情報発信を進めていく必要があります。

市役所の取組み

- 様々な魅力あるスポットをつなぐルートを整備し、その定着をめざすとともに、鉄道事業者等と連携し誘客を図ります。
- 大阪都心部から約30分で到着する交通の利便性を活かし、居住地としての魅力の発信に努めます。
- 本市の強みとなる施策や取組みを内外に啓発するとともに、各種の媒体を活用した情報発信に努めます。
- 各種のイベントにおいて市の魅力の発信を行うなど、市の賑わいの創出に努めます。

住民・事業者の取組み

- 来訪者に対するおもてなしの心を身につけます。
- 市の魅力を発信するイベントに積極的に参加します。
- まちのセールスマンとして、まちの魅力を内外に発信します。
- 我がまちを知るため、身近な場所へは自転車及び徒歩で出掛けます。

分野別計画等

シティプロモーション指針、広報戦略

施策4 公共交通の充実と安全対策

めざすべき姿

- 公共交通ネットワーク[※]再構築のもと、利便性が向上した安心、安全な交通網が整備されています。
- 一人ひとりが悲惨な交通事故を身近な問題としてとらえ、交通安全意識が高まっています。

現状と課題

- 田原地域とJR鉄道駅や大規模集客施設を結ぶ幹線交通としてコミュニティバスの運行を行っています。また、運転手の労働時間規制の法改正などにより、運転手不足が深刻化していることから、持続可能なコミュニティバスの運行を構築する必要があります。
- 交通マナーや交通安全意識の普及啓発、放置自転車や放棄車両等への対策に努めるほか、人口減少や高齢化社会を見据えて、多様な交通手段の導入を検討する必要があります。
- 高齢化の進展及び運転免許証の返納などに起因し、地域内におけるきめ細かな移動に課題があり、これを解消すべく、住民ニーズに対応した、自動運転車による移動支援を行っています。

市役所の取組み

- 持続可能なコミュニティバスの運行を実現するため、利用促進に努めるとともに、将来の公共交通ネットワークの形成を見据え、社会や地域の変化に柔軟に対応できるよう、運行のあり方を継続的に検討します。
- 安全で快適に利用できる地域公共交通ネットワークの構築をめざし、公共交通機関との連携の強化や多様な交通手段の検討、交通のバリアフリー化に努めます。
- 歩行者や自転車及び自動車を運転する方々の交通安全意識の高揚に向けて、啓発活動や街頭指導を行います。
- 田原地域内では自動運転レベル4の実装に向けた取組みを進めるとともに、好事例を積み重ねエリアの拡大を検討します。

住民・事業者の取組み

- 公共交通を積極的に利用します。
- 環境に配慮し、ノーマイカーデーを実践します。
- 歩行者、自転車及び自動車等の運転者一人ひとりがゆずり合いの気持ちを持ち、交通安全に努めます。
- 交通ルールや交通マナーを守ります。

分野別計画等

地域公共交通計画、通学路等交通安全プログラム、自動運転基本構想・実施計画(田原地域)、バリアフリー基本構想

※公共交通ネットワーク：

鉄道やバスなどの基幹交通に加え、タクシー、コミュニティバス、シェアサイクル、自動運転車などの多様な交通手段が相互に連携し、誰もが利用可能な形で地域の移動を支える仕組みのこと。

施策 5 計画的な都市整備

めざすべき姿

- 市街地の活性化と併せ、生活に必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能なまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- これまで、計画的な市街地整備等により良好な住環境が形成されてきましたが、少子高齢化や人口減少、生活の多様化など、都市を取り巻く環境が大きく変化しています。今後のまちづくりにおいては、変化する社会情勢を見据え、住民ニーズ、地域の特性に応じたコンパクトで持続可能な都市づくりが必要です。
- 計画的な市街地形成に向け、第二京阪道路周辺地区の都市基盤整備を行う必要があります。
- 田原地域については、住環境の保全と文化学術研究施設の立地、誘導が求められています。
- 住居表示[※]の未実施地域があります。
- 学校や市役所庁舎を含む多くの公共施設の老朽化が進み、建替え等の更新時期が迫っていることから、集約を含む整備に向けた計画を策定し、推進しています。

市役所の取り組み

- 計画的な都市基盤の整備と土地利用の誘導により、魅力ある市街地の形成と良好な住環境の保全に努めます。
- 適正な土地利用を進めていく住民の理解を得るべく、様々な方策を用いた情報提供を図ります。
- 老朽化が進んでいる多くの公共施設について、施設数や規模などの集約を含め、長期的な視点で住民や関係機関等との協議を重ねながら整備計画を策定し、推進します。
- 地域からの住居表示実施要望に基づき、住居表示の実施に向けて検討を行います。

住民・事業者の取り組み

- 調和のとれたまちなみづくりに協力します。
- 住居表示の実施に協力します。
- 長期的な公共施設再編整備に向けた議論の場に参画します。

分野別計画等

都市計画マスタープラン、災害に強いすまいとまちづくり促進区域基本構想、公共施設等総合管理計画、個別施設計画【公共施設】、住生活基本計画(住宅マスタープラン)、グリーンホール田原の活用方針、公共空地等の未利用地に関する活用基本構想(田原地域)、公共空地等の未利用地に関する活用基本計画(田原地域)

※ 住居表示:

合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定めた住居表示に関する法律により実施されるもの。市街地にある住所や施設の所在する場所を表示するために、街区符号や住居番号をつける。

施策 1 人権尊重の社会形成

めざすべき姿

- 人権尊重が社会の文化として定着し、住民一人ひとりが互いを認め合う共生社会が実現しています。
- 住民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場など、あらゆる場における人権教育や人権啓発を推進するとともに、人権課題の解決に向けて、積極的に取り組んでいます。

現状と課題

- あらゆる差別のない社会を形成するため、人権文化をはぐくむまちづくり条例に基づく人権施策を推進し、啓発事業等を実施していますが、今なお解決すべき様々な課題が存在しています。
- 社会の変化とともに、インターネットにおける人権侵害など、新たな課題が発生しています。
- すべての人の基本的人権が尊重される地域社会をめざし、女性、子ども、高齢者、障がいのある人及び同和問題等のあらゆる課題の解決に向け、家庭や地域社会、学校、職場での人権に対する教育の推進と意識の高揚を継続的に図っていく必要があります。
- 平和については、戦争の悲惨さや平和の尊さを語り継ぐなど、理解を深められる取組みを進めています。

市役所の取り組み

- 自治体行政は人権行政であることを基本認識に、全ての職員が人権行政の確立に向けて積極的な取組を行うことができるよう意識醸成を図ります。
- 同和問題をはじめとするあらゆる人権課題に対する差別をなくし、明るい社会を築くため、多様な機会をとらえての啓発活動を進めます。
- 非核平和都市として、戦争を被害と加害の両面からとらえ、戦争は最大の人権侵害であることを様々なイベントなどを通じて伝えます。

住民・事業者の取り組み

- 人権課題を自分自身の問題として考えます。
- 平和、憲法の理念を学び、次の世代に引き継ぎます。
- 人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めます。

分野別計画等

人権行政基本方針

施策2 防災、減災 消防、救急の推進と充実

めざすべき姿

- 日ごろから住民自らが防災意識を持ち、災害時には安全に避難しています。
- 災害時に配慮が必要な方を地域住民が把握し、民生委員・児童委員^{※1}及び自主防災組織等が中心となって安全に避難、誘導が行われています。
- ハード、ソフト両面からの防災対策が進み、柔軟な情報発信が定着しています。
- 消防力や救急業務の充実、強化が進んでいます。

現状と課題

- 大規模地震の発生が懸念される中、地域の防災力を高めるため、災害時の対策、対応の強化をはじめ、行政、住民、事業者等の協力体制の構築に向けた取組みの充実及び自主防災組織を中心とした地域防災力の向上をめざしています。
- 市内には大規模災害時に被害の拡大が想定される耐震性が不足する住宅等が存在しています。
- 複雑で多様化する様々な災害に的確に対応し、住民の生命と財産を守るため、消防体制のさらなる強化と住民の火災予防思想の普及、啓発を図る必要があります。
- 地域の安全確保には、地域密着性や要員動員力を有する消防団の役割が重要であり、消防団員の確保と育成、強化が求められます。

市役所の取組み

- 平常時から消防、医療、福祉等の各分野の関係機関や団体との連携体制づくりに努めるとともに、災害時には災害対策本部設置のもと、組織的、効果的な体制を築き、迅速な行動にあたります。
- 指定避難所となっている学校をはじめ公共施設の大規模改修や建て替えの際、防災機能を強化するよう努めます。
- 災害時の応援部隊の受入れや活動拠点の確保に努めます。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織等と連携して、自助、共助、公助を軸とした防災訓練や防災講座を開催します。
- 災害時に地域ぐるみで円滑な防災活動ができるよう、自主防災組織の活動を支援し、地域防災力の底上げに努めます。
- 耐震性が不足する住宅の建替え促進や耐震についての周知、啓発を行います。
- 災害時の要配慮者^{※2}を含めた地域支援体制を整備します。
- 災害対応力の強化に向けて、大東四條畷消防組合と連携し、火災予防思想の普及に努めます。
- 消防団員の育成を図るなど、地域消防力の強化を支援します。

住民・事業者の取組み

- 自主防災組織での防災知識の普及・啓発や訓練などの活動に積極的に参加します。
- 食料等の備蓄や非常用持ち出し袋を準備します。
- 耐震性が不足する住宅の建替え促進や耐震化を行い災害に備えます。
- 災害時には、要配慮者への支援に努めます。
- 火の取扱いには十分注意し、火事を出さないように注意します。
- 住宅等の周囲に燃えやすいものを置かないなど、放火防止に心がけます。

分野別計画等

国民保護計画、地域防災計画、災害に強いすまいとまちづくり促進区域基本構想、住宅・建築物耐震改修促進計画、なわてみんなの福祉プラン（地域福祉計画）

※1 民生委員・児童委員：

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って、生活上の心配ごとや子育てへの不安などの様々な相談に応じ、必要な援助等を行うボランティア。

※2 災害時の要配慮者：

災害時において必要な情報の確かな把握や、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の避難行動をとることに支援を要する人のこと。具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する人のことをいう。

施策3 市民生活に及ぶ防犯と多様な危機への対策

めざすべき姿

- 行政、住民、警察や各種団体が連携した防犯活動が定着するとともに、防犯環境が整備され、犯罪のない安心、安全なまちづくりが進んでいます。
- 防犯意識の高揚により、地域の治安は地域が守るという新しい防犯活動が展開されています。
- 消費者教育が充実し、トラブルが減少し、自立した消費者の安心、安全な暮らしが実現しています。

現状と課題

- 社会情勢の変化により、犯罪が多様化している現状から、住民の安心、安全に対する期待は高まっています。
- 防犯委員会やボランティア団体連携によるパトロール等の防犯活動を実施しています。
- 消費生活の多様化が進むなか、消費者の安心、安全な暮らしを守るためには、消費者教育を充実し、消費者意識の向上（消費者力アップ）が必要となっています。

市役所の取組み

- 犯罪が発生しにくい環境整備を前提に、地域の安全対策に向けて、防犯灯及び防犯カメラの設置を推進します。
- 防犯教室などを開催し、防犯意識の高揚を図ります。
- 関係団体との連携によるパトロールやキャンペーンを積極的に行い、犯罪予防に取り組みます。
- 消費生活センターが中心となって、地域住民及び学校等を対象に、幅広い年齢層への消費者教育、啓発活動を推進するとともに、消費者問題に関する情報提供をより充実します。

住民・事業者の取組み

- 地域の防犯活動に参加するなど、防犯意識を高めます。
- 近所の人と挨拶を交わします。
- 門灯の点灯に努めます。
- 自ら学習し、消費者として自立します。

分野別計画等

四條畷市防犯指針

施策4 地域福祉の醸成と自立支援の充実

めざすべき姿

- 行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるすべての主体が、自発的にそれぞれの役割を担う「みんなの力で地域からつくる暖かみのあるまち」が実現しています。
- 地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を越えてつながる地域共生社会が実現しています。

現状と課題

- 働く高齢者の増加やコミュニティの希薄化により、地域福祉活動を行う方が減少傾向にあります。
- 全国的に生活保護申請件数が増加しており、生活困窮世帯への適切な相談や援助体制の充実、自立への支援が求められています。
- 離婚件数及びひとり親家庭の世帯数はともに減少傾向にあるものの、総世帯数に占めるひとり親家庭の世帯数の割合は依然として高い数値で推移していることから、相談機能や支援体制の充実や自立の促進とともに、子どもの健やかな成長に努める必要があります。
- 社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難や生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくい世帯、8050問題やダブルケアやヤングケアラーなど生活課題も複雑化・多様化しています。

市役所の取り組み

- 社会福祉協議会や地域福祉活動団体と連携し、情報の共有化やネットワーク化、コミュニティ活動の促進、住民活動への支援など、地域課題を相互協力で解決する地域力強化と組織化に努めます。
- 生活保護世帯等の生活困窮者に対し、ケースワーカーなどの専門職が中心となって就労と自立の支援を行います。
- 地域の民生委員・児童委員等と連携し、生活困窮者の把握に努め、相談や就労支援等を行います。
- 関係組織を横断的につなぐ会議組織などを通じて、福祉の受益者だけでなく、提供者側への支援を行います。
- 福祉の事業効果を補完する受け皿的な仕組みを地域と協働で築きます。
- ひとり親世帯や生活困窮者世帯等の援助を要する世帯に対し、関係機関と連携して生活課題の解決や自立のための相談、支援を行うとともに、貧困の連鎖を防止する取り組みを進めます。
- 消費生活センター等の各種相談窓口や大阪弁護士会と連携し、多重債務の解決に向けた支援を進めます。

住民・事業者の取り組み

- 地域で住民同士の顔が見えるような関係をつくります。
- 支援を必要とする方の把握に努めます。
- 福祉活動やボランティア活動への参加に努めます。
- 生活に課題を抱える方の自立をともに考えます。

分野別計画等

なわてみんなの福祉プラン(地域福祉計画)、子ども・子育て支援事業計画

施策5 子育て、子育て支援の充実

めざすべき姿

- 子ども基本条例の趣旨におく、子どもを社会全体で支援するまちづくりが実現しています。
- 安心して子どもを産み育てる環境が整い、子どもが健やかに成長しています。
- 仕事と子育てが両立できるよう、子育て支援施策が充実し、子育てへの不安感が解消されています。
- 将来を担うすべての子どもたちの人権が尊重され、豊かな個性と笑顔があふれています。

現状と課題

- 核家族化やコミュニティの希薄化により、子育てに対する不安や地域での孤立から、子育て力の低下が社会的な問題となっています。
- 子どもが自ら考え、主体的に生きる力を育てていくことができるように、心の成長を促す取り組みと併せ、児童虐待の防止や子どもが安心して過ごすことができる環境づくりのさらなる充実が求められています。
- ひとり親家庭等に対する自立を促進するための支援の充実に努めています。
- 年少人口が減少するなか、女性の社会進出などにより、子育て世代における共働き世帯が増加しており、保育所待機児童の解消に向けた取り組みや身近な地域での児童の放課後の居場所づくりを進めています。
- 子育て世代のニーズに合った保育と相談活動の充実に努めています。

市役所の取り組み

- 子育て支援者だけでなく、子育て中の当事者や地域も含めた連携の場を設け、地域ごとの子育て支援の拠点づくりやネットワークの形成を図ります。
- 子育てに関する様々なニーズに対し、有効な支援サービスを提供できるよう体制を整えるとともに、関連する情報を積極的に提供します。
- 子どもが自己肯定感や社会性を身につけ、自分らしく豊かな生活をおくれるよう支援します。
- 子育てを見守り、支援できる地域づくりをめざすとともに、児童虐待の発生を防止します。
- 子どもの権利擁護を推進し、健やかな育ちを応援します。
- ひとり親家庭等が自立して安定した生活を送ることができるよう、経済面・生活面の支援や必要な手続き等の情報提供に加えて、充実した相談援助を実施します。
- 一時預かりや病児保育、こども誰でも通園制度など、多様な保育ニーズに応えるとともに、障がい児保育の実施など、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 保護者の就労状況にかかわらず、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するため、特色ある保育を進めるとともに、研修等を実施し、教育・保育の質の向上に努めます。
- 待機児童の解消に向けた対策を実施するとともに、新たな方策を検討します。

住民・事業者の取り組み

- 子どもがやすらぐ家庭環境をつくります。
- お互いの子育てを見守り、支え合える関係をつくります。
- 事業者も子育てを応援します。

分野別計画等

子ども・子育て支援事業計画

施策6 高齢者福祉の充実と介護保険の適正運用

めざすべき姿

- 保健、医療、福祉が連携することで、地域全体での支え合いや在宅福祉を中心とした施策が充実し、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいをもち、安心して生活しています。

現状と課題

- 高齢化率が増加傾向にあり、併せて、核家族化による高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増えています。
- 社会環境の変化に伴い、「施設から在宅へ」など、地域福祉ニーズへの対応が求められており、高齢者が安心して自立した生活をおくるための体制づくりが急務となっています。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステム^{※1}を深化・推進していく必要があります。
- 人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図るため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など関係機関の連携により、高齢者の一人一人の状況に対応していく必要があります。
- 介護保険については、介護保険サービスの利用が増える75歳以上人口の増加に伴い、介護サービス給付費が増大し、保険財政が非常に厳しい状況にあります。

市役所の取組み

- 介護予防についての知識の普及と啓発に努めながら、地域主体の活動に対する継続的な支援と推進に向けた環境づくりを行います。
- 高齢者一人ひとりの実態や希望に応じた包括的、継続的な生活支援体制づくりに努めつつ、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、権利擁護への取組みを推進します。
- 社会福祉協議会やシルバー人材センター等と連携を図り、ボランティアなどの社会貢献や就業機会の確保に努めます。
- 高齢者の身体的、精神的、社会的な健康の維持増進のため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を関係機関と連携しながら行います。
- 健康寿命延伸基本方針に沿って、高齢者世代を中心としたフレイル^{※2}予防と習慣の継続ができる仕組みづくり、居場所づくりと世代間交流の取組みを推進します。
- 介護保険の保険者として、フレイル予防を含む介護予防のさらなる推進やケアプラン、認定調査表の点検、医療情報との突合点検など介護給付費の適正化に取り組み、事業の安定と健全な運営を図るとともに、より質の高いサービスの提供をめざします。

住民・事業者の取組み

- ボランティア活動や地域の活動に参加し、生きがいや健康づくりを行います。
- 認知症や介護が必要な高齢者を地域ぐるみで見守ります。
- 歳をとっても元気に活動ができるよう健康の維持に努めます。
- 事業者も高齢者の自立支援や健康づくりを応援します。

分野別計画等

なわて高齢者プラン(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)、健康寿命延伸基本方針

※1 地域包括ケアシステム:

高齢者に関わるサービスの総合調整を図る地域包括支援センターと地域の保健、医療、福祉に関わる各機関や民生委員・児童委員、ボランティア等との連携を図る仕組み。

※2 フレイル:

加齢とともに心身の活力が低下し、慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態。早期に気づき、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能。

施策7 障がい者福祉の推進

めざすべき姿

- 障がいの有無に関わらず、すべての方々が相互に人格と個性を尊重し、共生するまちづくりが行われています。

現状と課題

- 障がい者に対する支援や障がい者基幹相談支援センター等との連携による相談体制の充実など、各種支援に取り組んでいます。
- 障がい者が障がいの種別にかかわらず、地域の方々とともに支え合いながら、地域のなかで自立した生活をおくるため、福祉サービスや医療など利用者が必要とするサービスの質と量の確保が求められています。
- 障がいの特性や希望するライフスタイルに応じた情報やサービスの提供を行うことで、一人ひとりの個性と能力を最大限発揮できるように支援していく必要があります。

市役所の取組み

- 国等と連携し、適切な役割分担のもと、障がいを理由とする差別の解消の推進について、必要な施策の効率的かつ効果的な実施に努めます。
- 乳幼児期から生涯にわたる相談支援体制を整備し、早期に必要な支援につなげるとともに、ライフステージに応じた支援を適宜提供するなど、地域で安心して生活できる体制を構築します。
- 講演会などの機会を通じ、障がい者に対する正しい理解、啓発や地域住民との積極的な交流を推進します。
- 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めます。

住民・事業者の取組み

- 障がい者への理解を深めるとともに、合理的配慮[※]を提供します。
- 障がいのある方を地域で見守ります。
- 障がい者雇用に対する理解を深め、障がい者の就労機会と場の拡大を図ります。

分野別計画等

なわて障がい福祉計画(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)、なわて障がい者プラン

※合理的配慮:

行政機関等や事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障がい者から社会的な障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的な障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行うこと。

施策8 健康づくりの推進と国民健康保険の適正運用

めざすべき姿

- 住民が自主的に健康づくりに取り組み、食育や健康体操等を通じた健康づくりの輪が個人から家族、地域へと広がり、まち全体に健康から発する賑わいが生まれています。
- 医療費削減などの給付の適正化により、国民健康保険制度が安定的に運営されています。

現状と課題

- 乳幼児から高齢者までを対象とした各保健事業を実施しているものの、食生活やライフスタイルの変化等から、不規則な生活習慣が課題となっています。そのため、一次予防に重点を置いた健康教育の充実や関係機関と連携した小児期からの保健事業の充実が必要です。
- 疾病の予防や早期発見、早期治療、重症化予防の観点から、健康診査及び各種検診の受診機会の増加や受診しやすい環境の整備が求められています。
- 新型インフルエンザ等の新たな感染症に対する予防、まん延防止対策を図る必要があります。
- 望まない受動喫煙のない環境整備を図る必要があります。
- 国民健康保険については、一人あたりの医療費の増大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少により、保険財政が非常に厳しい状況にあります。

市役所の取り組み

- 関係機関と連携しながら、健康診査及び各種検診を受診しやすい環境づくりに努め、その結果等を活用した保健指導を実施します。また、食育に関する施策の実施や訪問指導、各種教室等の実施に加え、関係機関連携による専門的な相談、指導等を行います。
- 小児期からの健康意識の向上及び住民が自主的に健康づくりに取り組めるよう、関係機関と連携し、市域全体に健康寿命延伸の気運が高まるような事業を展開します。
- 救急医療機関や専門医療機関等の医療情報及び受診方法等の情報提供に努めながら、小児をはじめとする医療体制の充実や医療機関の適正配置について、国及び大阪府に要望等を行い、医療体制の整備を図ります。
- 感染症に関する正しい知識の普及や予防接種法に基づく予防接種の啓発、接種を行い、感染症の予防や集団発生等に迅速に対応するため、保健所や関係機関との連携を強化します。
- 受動喫煙防止条例の啓発や、事業者への受動喫煙防止宣言協力事業への登録を促進し、望まない受動喫煙を避けられる環境づくりを進めます。
- 国民健康保険については、保険料の収納対策やレセプト点検[※]の強化、適正受診の啓発等を行うとともに、財政運営の責任主体である大阪府と連携し、事業の安定と健全な運営に努めます。
- 特定健康診査や特定保健指導等の受診率向上により、被保険者の健康維持、増進に努めます。

※ レセプト点検：

保険者が、保険医療機関等に費用を支払うにあたって、レセプト（診療報酬明細書）を法令等に基づいて審査すること。国民健康保険では、レセプトの審査及び費用の支払いは国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託し、連合会は医療機関等から提出されたレセプトの内容が基準に適合しているかを審査し、適合している場合は費用を支払い、適合していない場合は、支払額の減額等を行う。

住民・事業者の取り組み

- 自分の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みます。
- 健康診査及び各種検診を積極的に受診し、生活習慣病などを予防します。
- 食への関心を深めます。
- 感染症に対する正しい知識を持ち、予防対策に努めます。
- 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることがないように努めます。
- 医療機関情報を把握するとともに、かかりつけ医^{※1}やかかりつけ薬剤師^{※2}を持ち、適切に受診します。
- ジェネリック医薬品^{※3}を活用します。

分野別計画等

なわて健康プラン、食育推進計画、特定健康診査等実施計画、保健事業実施計画（データヘルス計画）、新型インフルエンザ等対策行動計画、健康寿命延伸基本方針

※1 かかりつけ医：

体に不調を感じた時や病気の予防のことなどについて、いつも気軽に相談することができる身近な医師。

※2 かかりつけ薬剤師：

薬による治療のこと、健康や介護に関することなど豊富な知識と経験を持ち、患者等のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師。

※3 ジェネリック医薬品：

最初に開発、販売された新薬（先発医薬品）の特許期間終了後に、厚生労働省の承認のもとで製造販売される、有効成分、用途、用量、効能及び効果が同等の薬。

施策 1 教育の充実

めざすべき姿

- 保育所、認定こども園、学校及び家庭のきめ細かな連携のもと、質の高い就学前教育・保育を実践しています。
- 保護者や地域住民が学校教育に積極的に参画し、開かれた共創的な学校づくりが確立しています。
- 知識や技能に加えて、思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲をバランスよく育み、児童生徒が安全で安心できる教育環境が整っています。

現状と課題

- 子ども一人ひとりに合った教育活動の充実がより重要視されています。
- いじめや不登校など対応すべき課題が増加する中、学校では組織的な対応がより一層求められています。
- 時代に即応した教育内容の変遷に対応できる教員の人材育成が求められ、学校、家庭、地域との連携による相談、指導体制の確立、児童生徒一人ひとりの課題に応じた対応が求められています。
- 論理的に表現する力、主体的に問題を解決する力が求められており、児童生徒の「確かな学力」を育成するため、家庭、地域、学校が一体となった取組の推進が求められています。
- 学校施設の老朽化対策を進めるにあたっては、将来の年少人口及び地域の実情に加え、時代に即した教育環境の提供など、これらに対応できる学校施設の整備が求められています。

市役所の取組み

- 保護者の就労状況にかかわらず、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するため、特色ある保育を進めるとともに、研修等を実施し、教育・保育の質の向上に努めます。
- 就学前施設と小中学校の円滑な接続に向けて、0歳から中学生までの子どもの発達や学びの連続性を見据え、保幼こ小中の連携を強化するとともに、家庭、地域等との連携体制を整え、その内容の充実を図ります。
- 各学校における「子ども主体の授業づくり」を推進し、児童生徒の「確かな学力」を育成します。
- ICT機器^{※1}を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に取り組みます。
- 言語活動を通じて思考を深め、他者と関わりながら表現する力を育む授業づくりに取り組み、言語能力やコミュニケーション能力の向上に取り組みます。
- 望ましい生活習慣が身につくよう、家庭や地域に積極的に働きかけ、連携を強化します。
- 学校教育活動全体を通して道徳教育や人権教育に取り組み、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する態度を育みます。
- 学校図書館標準蔵書数の達成や図書のデータベース化、市立図書館との物流のネットワーク化等により、学校図書館の活性化に取り組みます。
- 郷土を愛し、郷土を誇れる子どもたちの育成をめざし、それにかかわる民俗、歴史や産業に関する学習を進めます。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施により、体力や運動習慣、生活習慣及び食習慣等を把握し、その結果から各校の実態に応じた指導に取り組みます。
- ユニバーサルデザイン^{※2}の視点を取り入れた授業を推進し、集団づくりを土台としつつ、児童生徒のさまざまな教育的ニーズを捉え、個に応じた支援の充実を推進します。
- 四條畷市いじめ防止基本方針に基づいた取組みを推進します。
- 食育推進計画に基づき、学校と連携して、食事の重要性を知り食品を選択する力、心身の健康、感謝の心や食文化に着眼した食育を実践します。
- 教育センター機能を充実し、教員の資質向上とともに、子どもの支援対策を講じます。
- 学校施設整備方針に基づき、地域における学校の役割(防災拠点、地域コミュニティ拠点)を踏まえた施設整備に加え、子どもたちに時代に即した教育環境の提供ができるように、学校運営協議会をはじめ様々な関係機関とともに子どもと地域の『学び』をつなぐ安全で魅力的な学校施設づくりに取り組みます。

住民・事業者の取組み

- 家庭の重要性と役割を理解し、充実した家庭教育に取り組みます。
- 家庭、地域、学校が一体となり、地域の子どもの育成します。
- 子どもたちの登下校を地域で見守ります。
- 学校の施設、設備を大切に使います。
- あらゆる面から子どもたちの育ちを応援します。

分野別計画等

教育大綱、教育振興基本計画、子ども・子育て支援事業計画、まなびのプラン(学力向上計画)、いじめ防止基本方針、食育推進計画、子ども読書活動推進計画、学校施設整備方針、通学路等交通安全プログラム

※1 ICT機器:
Information and Communications Technologyを活用した
情報通信機器。

※2 ユニバーサルデザイン:
どこでも、誰でも、自由に、使いやすくめざし、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようデザインする考え方。

施策2 青少年の健全育成

めざすべき姿

- 青少年が地域のなかで、ともに支え合う意識や地域への愛着を持ち、行事等に積極的に参加しています。

現状と課題

- 家庭における教育力の向上のため、各種団体への支援と併せ、家庭教育の大切さの啓発や学習機会の提供及び交流活動を行っています。
- 地域における様々な活動の支援及び家庭と学校との連携を図り、地域のなかで子どもを育てる環境づくりに努めています。
- 豊かな自然環境や郷土文化、大学などの地域資源を活用し、次世代を担う人材の育成が求められています。
- 青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、家庭、地域、学校、行政が一体となって青少年の健全育成に取り組む必要があります。

市役所の取組み

- 社会生活を営むうえで困難を抱える子ども、若者の自立に向けた支援体制を確立するとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づき、不登校やひきこもりの支援ネットワーク構築に取り組みます。
- 放課後などを利用した地域との連携によるさまざまな学びや体験、交流活動の推進に努めます。
- 郷土の文化や歴史、偉人等の文化資源を学校教育に活用することにより、子どもたちにふるさと意識や豊かな人間性を身につくよう働きかけるとともに、地域づくりに重点を置いたサポート体制の充実及び社会教育施設の整備を推進します。
- 広い視野と豊かな情操を持つ青少年を育成するため、地域との交流や多様な分野での活動などの場所づくりを促進しつつ、青少年指導員を中心に、巡回街頭指導等に取り組みます。
- インターネット環境の普及による有害情報等から青少年を守る啓発等に取り組みます。

住民・事業者の取組み

- 自然環境や郷土文化に触れ、地域のつながりを深めます。
- 地域全体で青少年が活躍できる場をつくります。
- 情報化の進展に伴う負の側面への対処に地域ぐるみで取り組みます。

分野別計画等

教育大綱、教育振興基本計画、子ども・若者育成支援行動計画

施策3 生涯学習の推進

めざすべき姿

- 時代背景や社会状況に応じた多様な事業を展開し、幅広い世代に地域密着型の学習活動の機会と成果発表の場を提供しています。

現状と課題

- 住民一人ひとりが生きがいを持ち、いきいきと生活できる地域社会を構築するため、生涯学習ボランティア[※]制度等を活用し、自然や実社会とふれあう体験学習を行っています。
- 近年の情報化の急速な進展に対応するため、端末に応じた講習会を開催するとともに、図書館などの社会教育施設を活用した生涯学習の充実に努めています。
- 住民の価値観の多様化に伴い、誰もが充実した人生をおくることができるよう、それぞれが必要とすることを必要な時に必要な方法で学べる環境が求められています。
- 社会教育施設の活用や講演、講座の充実により、住民の知識欲を満たし、生きがいづくりにつながる情報の提供やより多くの住民に生涯学習活動に参加してもらえるような環境を整備する必要があります。

市役所の取組み

- 乳幼児から高齢者までより多くの方に利用しやすい施設にするため、生涯学習施設において、やさしい日本語の表記やユニバーサルデザインの採用に努めます。
- 地域に密着した生涯学習の場を提供することにより、本市への愛着を持ってもらい、地域づくりの基礎となる取組みを実施しながら、まちの活性化を担う人材育成に重点を置いた学びの機会を提供します。
- 住民が自分に合った生涯学習や学び直し(リスキリング)に関する情報を得られるよう、積極的な周知を行うとともに、幅広い世代の利用をめざし、多彩なイベントの充実を図ります。
- 多様な学びや学習意欲に対応し、自主的な学習環境の場の確保に努めます。
- 図書館は多様化する価値観、課題に対応し、あらゆる世代に応じた蔵書や視聴覚資料等の充実、学校図書館や他の生涯学習施設との連携及び地元密着したサービス等に努めるなど、読書活動を推進します。

住民・事業者の取組み

- 自分から学ぼうとする気持ちを大切にします。
- 学習した知識や技術を活かせる場を探します。
- 生涯学習ボランティアに登録します。

分野別計画等

教育大綱、教育振興基本計画、文化芸術振興計画、公民館振興計画、子ども読書活動推進計画

※ 生涯学習ボランティア:

生涯学習を推進していくために、個人の知識、技能、資格、経験、趣味などを活用し、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学び教え、互いに支え合うために存在している奉仕員。

施策4 生涯スポーツの振興

めざすべき姿

- 住民ニーズに応じたスポーツ活動の場を提供し、スポーツに気軽に参加できる環境が整っています。
- 各種スポーツ団体と連携を図り、住民の健康増進や体力向上を趣旨とした活動を推進しています。

現状と課題

- 生活様式の多様化などにより、住民の健康意識、また、スポーツへの関心が高まる傾向にあります。
- 高齢化や社会情勢の変化に伴い、多様化する住民ニーズを把握するとともに、スポーツ活動に健康づくりの視点を取り入れた活動の充実が求められています。
- スポーツフェスティバルをはじめ、各種団体によるスポーツイベントを開催するほか、総合公園の整備など、体育施設の充実に努めています。
- 住民がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加、また、コミュニケーションを図ることができるなど、健康増進と体力向上に結びつく施策の推進が求められています。
- 各種スポーツ団体の育成、強化と併行し、地域生活に密着したスポーツ活動の拡大と促進が必要です。

市役所の取組み

- 市民総合体育館など、既存施設の適切な維持補修を行いながら、多くの住民に活用してもらえるスポーツ施設の運営に努めます。
- 各種スポーツ団体のアドバイザーとして、指導者の人員増及びその資質向上、さらに、指導体制の強化を図ります。
- 各種スポーツ団体への参加を呼びかけ、より活発に活動できる体制を整え、また、施設開放等の支援を行います。
- 多様な住民ニーズに対応すべく、各種教室及びスポーツ大会の充実と広報活動を行い、住民それぞれが気軽に参加できるよう努めます。

住民・事業者の取組み

- 地域における各種教室やスポーツ大会に積極的に参加します。
- 自分に合った生涯スポーツを見つけます。
- スポーツ団体は、新たに担う後継者の育成に努めます。
- スポーツ団体は、スポーツの楽しみを他の方にも伝えます。

分野別計画等

教育大綱、教育振興基本計画、スポーツ推進計画

施策5 歴史、文化の保存と継承

めざすべき姿

- 住民が郷土愛を持ち、市内に数多く存在する貴重な文化財の保護や古くから受け継がれてきた伝統文化を次世代に継承していく活動に参加しています。

現状と課題

- 文化財の拠点施設である歴史民俗資料館には市内外から多くの入館者がありますが、収蔵品を展示公開する施設や保管する施設のスペースが十分でないため、大々的な展示公開と貴重な文化財を適切に保存、継承できる環境整備が必要です。
- 文化財の継続的な展示公開と活用するための調査研究の推進や住民が一体となった保存、活用の取組みとその組織づくりが求められています。
- 市内の歴史資源などの情報発信について、行政や歴史民俗資料館の事業へのサポートや申込みによるガイドなどの活動により、行政との協働活動を行う歴史サポーター制度を構築しています。
- 市民の生活様式や価値観の多様化により、歴史、文化、芸術に触れる機会が減少し、幅広い世代が参加できる環境づくりが求められています。

市役所の取組み

- 継続的な文化財調査により、本市の歴史や文化について研究し、それらの成果を講座や展示会等により多く公開できるような環境の整備に取り組みます。
- 指定文化財の申請等を順次進めます。
- 市内に数多く存在する文化財や古くから受け継がれてきた伝統文化を次世代に伝えるため、住民が郷土愛を持って、それらの保護、継承、活用を担うための組織や人材を育成します。
- 市民や団体との協働により、歴史・文化・芸術を活かした学びや体験の環境づくりに取り組みます。

住民・事業者の取組み

- 郷土の歴史に関する講座、展示会、講習会等に積極的に参加して、理解を深めながら、文化財の保護活動に主体的に関わります。
- 自らが歴史、文化の語り部になります。
- 文化芸術活動に積極的に参加し、次世代へ伝える担い手として主体的に関わります。

分野別計画等

教育大綱、教育振興基本計画、文化芸術振興計画、史跡飯盛城跡保存活用計画、史跡飯盛城跡整備基本計画

施策6 国際、文化交流の醸成

めざすべき姿

- 住民自らが外国の文化や言葉を学び、多文化交流を図っています。
- 外国にルーツのある方や非識字者など、誰もが必要な情報を得られるよう、やさしい日本語や多言語でわかりやすい情報の発信がなされ、住みやすい環境が整っています。
- 国際化に対応した人づくり、まちづくりにより、相互理解が深まり、国際感覚を持った住民が増え、国際交流が盛んに行われています。
- 国内外の友好都市と、文化、教育など様々な面で活発に交流が進められています。

現状と課題

- 国際友好都市、メアブッシュ市（ドイツ、平成22年12月13日調印）及び国内友好都市、紀北町（三重県、平成7年7月1日合併前の旧紀伊長島町と締結）とは、各友好都市として多彩な国際、文化交流を行っています。
- 外国にルーツのある方の習慣や価値観等の相互理解を促進するため、学習機会の充実や交流を通じて国際感覚の高揚を図り、加えて、未来を担う子どもたちの育成を行いながら、国際交流を推進していく必要があります。

市役所の取組み

- 住民の国際理解の意識や多様性への相互理解を高めるため、交流機会の提供や活動団体への支援を行うとともに、言語や文化に関する講座や教室を開催するなど、多文化共生の推進及び学習・啓発活動の充実に努めます。
- 友好都市との豊かな交流活動が行えるよう、情報を幅広く提供し、住民主体の交流の拡大と充実に努めます。

住民・事業者の取組み

- 主体的、積極的に事業やイベントに参加、協力します。
- 様々な文化の存在を知り、ふるさとを振り返る機会を持ちます。
- あらゆる情報や表示物について、ふりがな振りや多言語化を進めるなど、外国にルーツのある方や非識字者が情報を得やすい環境づくりを心がけます。

分野別計画等

教育大綱、教育振興基本計画、識字施策推進指針、識字基本計画

施策1 効率的、効果的な行政運営

めざすべき姿

- 住民を主体として、効率的、効果的な行政サービスの提供が実現しています。
- 様々な分野の住民ニーズに対応するため、近隣市との連携を強化し、広域的な事務の効率化が行われています。
- 市政に関する情報を住民と行政が互いに共有し、公正で開かれた市政を展開しています。

現状と課題

- 地方分権の進展や経済情勢の変化、社会の成熟化に伴い、行政サービスに対する住民のニーズが複雑、多様化しています。
- 少子高齢化の進展による社会保障経費の負担をはじめ、老朽化が進む公共施設の維持及び更新にかかる経費の増加が見込まれ、これらが将来の財政運営に大きな影響を与えることが懸念されるなか、限られた財源を効率的に活用するなど、質の高い行財政運営が求められています。
- 近隣市との事務の共同化などにより、スケールメリットや専門性の確保などが期待できるものについて、広域行政[※]を推進することが急務となっています。
- 住民の参画と協働のまちづくり、住民自治を進めるために、積極的な情報提供を行い、公正で開かれた市政を推進する必要があります。
- 労働力不足の深刻化や住民サービスの多様化により限られた人員で膨大な業務をこなすことが求められており、効率的な行政運営に向けて、職員一人ひとりの能力を組織的に育成する必要があります。

※ 広域行政：

2つ以上の地方公共団体が区域を越えて行政事務を共同で広域的に処理すること。

市役所の取組み

- 総合計画に基づき、行政運営上必要な各種計画を適宜策定するとともに、限られた財源の最適かつ効果的な配分に努めます。
- 先進事例等を参考に、子育て支援の充実や市の魅力発信の強化など、積極的な人口流入及び定住施策を推進します。
- 持続可能な財政運営を実現すべく、効率的な事務事業の実施をはじめとする各種取組みを続けていきます。
- 市税等を適正に賦課するとともに、納税意識の高揚と収納率向上を図ります。
- 自主財源を確保するため、寄附金の受入の促進などの歳入確保に努めます。また、国等補助金の獲得や交付税措置のある地方債の活用などを図ります。
- 公共施設の総量の最適化に向けた取組みを進め、財政負担の軽減と平準化に取り組みます。
- 広域化による利点と課題を見極めた上で、効率的かつ効果的な広域行政をめざし、近隣市等に働きかけます。
- 情報公開や個人情報保護制度の適正な運用に努めます。
- セキュリティに配慮したDX^{※1}の推進や事務の効率化に加え、オープンデータ^{※2}の推進等に資する、新たなサービスを適宜導入します。
- わかりやすい広報誌の作成やホームページ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{※3}などによる積極的かつ迅速な情報提供を行うなど、広報活動を充実します。
- 住民の意見、提言を市政に反映することを主眼とした広聴活動を展開し、住民と市の相互理解の深化、円滑化に加え、市政への参画意欲の向上に努めます。
- 求められる職員像を踏まえ、効果的な人材育成を図り、持続可能な組織を構築することにより、さらなる市民サービスの向上に努めます。

住民・事業者の取組み

- 意見公募手続（パブリック・コメント）や広聴事業に関心を持ち、積極的に意見を述べます。
- 市役所との協働の場において、住民が持つ知識、経験をまちづくりにだけでなく、職員の資質や能力向上に役立てます。
- 市税等の期限内納付に努めます。

分野別計画等

人口ビジョン、総合戦略、中期財政計画、公共施設等総合管理計画、個別施設計画【公共施設】、DX推進計画、人事戦略基本方針、職員研修計画、広報戦略、広聴指針

※1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）：

デジタル技術が組織にも社会にも浸透することで、制度や組織の在り方も含めて人々の生活をより良いものへ変革すること。

※2 オープンデータ：

政府統計などのように、二次利用が可能で、無償で利用ができ、機械判読に適した形式のデータの総称。

※3 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：

インターネット上で、ユーザー同士が交流し、人間関係を構築・維持するためのサービス全般のこと。

資料編

第6次
四條畷市総合計画
【令和7年度改訂】

[四條畷市総合計画審議会条例]

昭和43年10月21日
条例第17号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき四條畷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、四條畷市総合計画に関する事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 5人
- (2) 一般市民 6人
- (3) 学識経験を有する者 3人
- (4) 関係行政機関の職員 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に関する調査及び審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和26年条例第72号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和44年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

附 則(昭和57年条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第1号)抄

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第5号)

この条例は、平成5年5月20日から施行する。

附 則(平成15年条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第45号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

[四條畷市総合計画審議会委員名簿(令和7年度)]

役 職	条例区分	氏 名	区 分
	1号	坂 本 勇 基	市 議 会 議 員
	1号	島 弘 一	市 議 会 議 員
	1号	森 本 勉	市 議 会 議 員
	1号	柳 生 駿 祐	市 議 会 議 員
	1号	若 松 正 治	市 議 会 議 員
	2号	河 原 敦 子	一 般 市 民
	2号	武 田 剛	一 般 市 民
	2号	田 中 康 知	一 般 市 民
	2号	平 田 光 司	一 般 市 民
	2号	眞 木 利 喜 太	一 般 市 民
	2号	三 屋 正 人	一 般 市 民
会 長	3号	木 子 香	学識経験を有する者
	3号	金 川 朋 子	学識経験を有する者
	3号	浅 田 留 美 子	学識経験を有する者
副会長	4号	高 山 淳	関係行政機関の職員

敬称略、区分五十音順

[四條畷市総合計画審議会への諮問書(令和7年度)]

四條畷市総合計画審議会
会長 木子 香 様

畷政企第2596号
令和7年8月29日

四條畷市長
錢谷 翔

第6次四條畷市総合計画の改訂について(諮問)

四條畷市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の件について
貴会の意見を求めます。

記

- 1 第6次四條畷市総合計画の改訂について

[四條畷市総合計画審議会からの答申書(令和7年度)]

四條畷市長
 銭谷 翔 様

令和8年1月13日

四條畷市総合計画審議会
 会長 木子 香

第6次四條畷市総合計画の改訂について(答申)

令和7年8月29日付け畷政企第2596号にて諮問いただいた第6次四條畷市総合計画の改訂について、本日に至るまで4回の会議を開催し、慎重に審議を行った結果、素案の一部に修正及び加筆を行い、別紙のとおり第6次四條畷市総合計画の改訂案を答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、当審議会で述べられた意見や要望を十分尊重されるよう要望します。

また、本件改訂の審議にあたっては、総合計画「第2部 基本計画」を中心に審議を行ったことを申し添えます。

[総合計画改訂検討委員会設置要綱]

(設置)

第1条 令和7年度に実施する第6次四條畷市総合計画(以下「総合計画」という。)の改訂を円滑に実施するため、総合計画改訂検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、総合計画の改訂に係る草案及び原案について審議する。

(構成)

第3条 検討委員会は、市職員(課長代理級職員又は主任級職員)で構成する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 検討委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(総合計画改訂への協力)

第5条 検討委員会は、総合計画の改訂に係る検討に関し必要と認めるときは、関係者に対し検討委員会への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、総合政策部企画広報課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

[総合計画改訂検討委員会委員名簿]

役 職	所 属	氏 名
	施 設 創 生 課	伊 藤 李 恵
	子育て総合支援センター	北 井 久 美 子
	田 原 支 所	塩 見 一 郎
	文 化 財 課	實 盛 良 彦
	高 齢 福 祉 課	萩 原 栄 子
	都 市 政 策 課	古 野 遼 佑
	生 活 環 境 課	松 永 喜 臣
副 委 員 長	人 事 課	森 康 平
	税 務 課	森 泰 昭
	教 育 支 援 セ ン タ ー	矢 倉 賢 士
委 員 長	秘 書 政 策 課	山 本 悟 己

五十音順

第 6 次
四條畷市
総合計画

【令和7年度改訂】
Shijonawate City

発行日：令和8年3月

発 行：四條畷市

編 集：四條畷市総合政策部企画広報課

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1-1

TEL (072) 877-2121 (代)

TEL (0743) 71-0330 (代)

FAX (072) 877-2074

<https://www.city.shijonawate.lg.jp/>